

資料第012-1 災害対策本部と震災復興本部の事務分掌の比較

| 災害対策本部 | | 震災復興本部 | |
|---------------------|---|---------------------------|--|
| 部名 | 分掌事務 | 部名 | 分掌事務 |
| 統括部 ・統括班 | 1 本部活動の総合統制および災害対策本部長室等の運営 2 防災センターの運営 3 区内の被害状況の把握 | 危機管理室 | 1 災害情報の収集および関係部署への伝達に関すること。 2 東京都および関係防災機関との連絡調整に関すること（他の部に属するものを除く）。 3 災害対策本部と震災復興本部の連携に関すること。 4 用地の確保に係る計画の立案および調整の補佐に関すること。 5 安心・安全に関すること。 |
| ・広報班 | 1 災害広報 2 区民からの問い合わせ・相談対応報道機関等の対応 | 区長室 | 1 広報・広聴および報道機関との調整に関すること。 2 情報提供に関すること。 3 各種相談体制の調整に関すること。 |
| ・秘書班 | 1 災対本部長・災対副本部長（副区長）の秘書 | | |
| 災害対策総務部 ・総務班 | 1 災対各部間の調整 2 部内統制 3 区施設（教育施設を除く）の被害状況の把握 4 区役所庁舎機能の維持・保全 | 総務部 人事戦略担当部 施設管理担当部 | 1 区立施設の応急復旧・再建に関すること。 2 施設、用地の総合的な利用調整に関すること。 3 車両等の配置調整に関すること。 4 職員配置および受援に関すること。 5 他自治体への派遣要請及び職員の受入れに関すること（他の部に属するものを除く）。 6 民間からの支援の受入れに関すること（他の部に属するものを除く）。 7 義援金品の受入・管理に関すること。 8 必要な情報の記録（復興誌） |
| ・職員班 | 1 職員の動員調整 2 職員の配置・サービス状況把握 3 職員への配給 4 執務環境の整備 5 受援に関する全体調整 | | |
| ・調達班 | 1 車両・資器材・食料等の調達 2 義援品の受入・管理 | | |
| ・施設管理班 | 1 区立施設の応急整備・営繕 2 部内他班の応援 | | |
| ・機動班 | 1 部内他班の応援 | 選挙管理委員会 事務局 監査事務局 | |
| ・出納班 | 1 応急対策経費の収支 2 義援金の受入・管理 3 部内他班の応援 | 会計管理室 | 1 経費の収支に関すること。 2 義援金の管理に関すること。 |
| ・議会班 | 1 区議会対応 2 部内各班の応援 | 議会事務局 | 1 議会の開催に関すること。 2 議会との連絡及び調整に関すること。 |
| 災害対策企画部 ・庶務班 | 1 部内統括 2 部内他班の応援 | 企画部 区政改革担当部 | 1 震災復興方針及び計画の策定に関すること。 2 震災復興事業の総合調整及び進行管理に関すること。 3 震災復興に関する予算に関すること。 4 震災復興基金に関すること。 5 震災復興に関する国・都への要望事項の取りまとめに関すること。 6 関連する視察への対応 7 用地の確保に係る計画の立案および調整に関すること。 |
| ・財政班 | 1 災害対策予算の編成 | | |
| ・情報システム班 | 1 情報システムの復旧および運営 2 中村北分館建物・設備の維持および保全 | | |
| 災害対策区民部 ・庶務班 | 1 所管施設の被害状況の把握 2 り災証明書発行 3 死亡届の受理、火葬許可証の交付 4 他部の応援 | 区民部 | 1 税金等に関すること。 2 り災証明に関すること。 |
| ・支援班 | 1 他部の応援 | | |
| 災害対策産業経済部 ・生活班 | 1 所管施設の被害状況の把握 2 営農指導 3 他部の応援 | 産業経済部 都市農業担当部 | 1 産業の復興に関すること。 2 雇用の維持に関すること。 |
| 災害対策地域文化部 ・第二生活班 | 1 所管施設の被害状況の把握 2 遺体安置所の設営 3 ボランティアの受入れ・配置（外国人に関する活動に従事する者のみ） 4 他部の応援 | 地域文化部 | 1 復興に係る町会自治会との連絡調整に関すること。 2 被災文化財の修復に関すること。 |

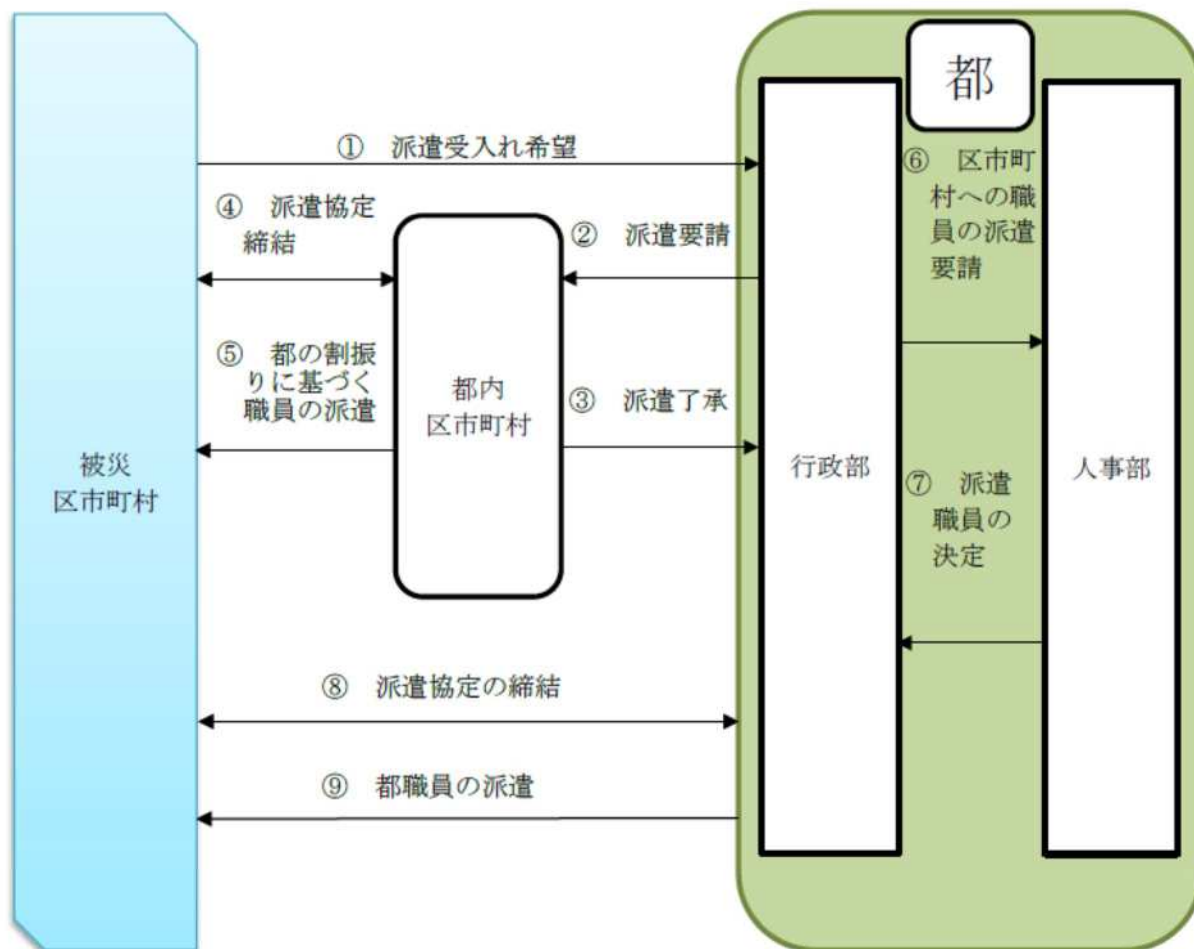
第1編 第2章 第1節 3 職員配置・受援（他自治体等への応援要請）

| | | | | | |
|-------------------|---|----------------|---|-----|---|
| 災害対策福祉部 ・庶務班 | <ol style="list-style-type: none"> 福祉部における災害対策活動の統括、情報集約 災害時要援護者の安否確認等支援活動の指示・調整 福祉避難所の開設要請・受入の指示 ボランティアの受入れ支援 協定団体等への受援要請・調整 | 福祉部 高齢施策担当部 | <ol style="list-style-type: none"> 被災者生活実態調査に関すること。 社会福祉施設の復旧・再建に関すること。 要援護者の支援に関すること。 生活支援（仮設住宅への支援含む。）対策に関すること（他の部に属するものを除く。）。 一般ボランティアに関すること 義援金の配分に関すること。 | | |
| ・高齢者班 | <ol style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設と運営支援 施設の被害状況調査 | | | | |
| ・障害者班 | <ol style="list-style-type: none"> 被害甚大地域を優先した安否確認 生活保護世帯の安否確認 ひとり暮らし高齢者等の安否確認 介護・障害福祉サービス事業者からの報告とりまとめ 生活資金等の貸付 義援金の配付 被災者生活再建支援金申請書の受付 | | | | |
| ・機動班 | <ol style="list-style-type: none"> 被災甚大地域を優先した安否確認 生活保護世帯の安否確認 ひとり暮らし高齢者等の安否確認 介護・障害福祉サービス事業者からの報告とりまとめ 生活資金等の貸付 義援金の配付 被災者生活再建支援金申請書の受付 | | | | |
| 災害対策健康部 ・庶務班 | <ol style="list-style-type: none"> 医療救護活動の統括 各部との連絡調整 所管施設の被害状況の把握 派遣医療チーム等の受入調整 ボランティアの受入れ・配置（医療活動に従事する者のみ） | 健康部 地域医療担当部 | <ol style="list-style-type: none"> 医療体制の整備に関すること。 保衛衛生および生活環境の整備に関すること。 専門ボランティアの受入れに関すること（他の部に属するものを除く。）。 防疫に関すること。 動物の保護に関すること。 | | |
| ・救護班 | <ol style="list-style-type: none"> 医療救護所（10か所）開設・運営の支援 医療救護班等の活動支援 避難拠点等への医療提供の要請 災害医療コーディネーターの補助 | | | | |
| ・衛生班 | <ol style="list-style-type: none"> 食品衛生監視・環境衛生監視 動物保護 医薬品確保の連絡調整 | | | | |
| ・予防班 | <ol style="list-style-type: none"> 医療機関からの情報収集等連絡調整 専門医療の連絡調整 感染症予防 難病等による在宅人工呼吸器使用者の情報収集 | | | | |
| ・保健班 | <ol style="list-style-type: none"> 医療救護所要員の派遣 医療救護活動や地域活動拠点の運営補助 避難拠点等の相談支援（感染症予防・精神保健相談・保健相談・栄養相談・歯科相談等） 難病等による在宅人工呼吸器使用者の支援 | | | | |
| 災害対策環境部 ・庶務班 | <ol style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握 部内の連絡調整等 | | | 環境部 | <ol style="list-style-type: none"> ごみ、し尿、がれきの処理に関すること。 |
| ・清掃班 | <ol style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理 し尿の処理 がれきの処理 被災地の環境維持 | | | | |
| ・支援班 | <ol style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握 部内他班の応援 | | | | |
| 災害対策都市整備部 ・庶務班 | <ol style="list-style-type: none"> 各部、部内の連絡調整等 所管施設の被害状況の把握 住家被害認定調査 | 都市整備部 | <ol style="list-style-type: none"> 都市復興に関すること。 震災復興本部の庶務に関すること。 震災復興本部会議の運営に関すること。 災害対策本部と震災復興本部の連携に関すること。 家屋被害概況調査に関すること。 家屋被害状況調査に関すること。 都市復興基本方針および都市復興基本計画の策定に関すること。 建築制限の実施に関すること。 復興地区区分の指定に関すること。 仮設住宅の建設、入居、閉所に関すること。 住宅復興に関すること。 住宅の供給および再建支援に関するこ | | |
| ・復興班 | <ol style="list-style-type: none"> 復興計画策定および統括 部内他班の応援 所管施設の被害状況の把握 | | | | |
| ・住宅班 | <ol style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握 被災者用住宅の確保および情報提供 応急仮設住宅の建設促進 被災住宅の応急修理 | | | | |

第1編 第2章 第1節 3 職員配置・受援（他自治体等への応援要請）

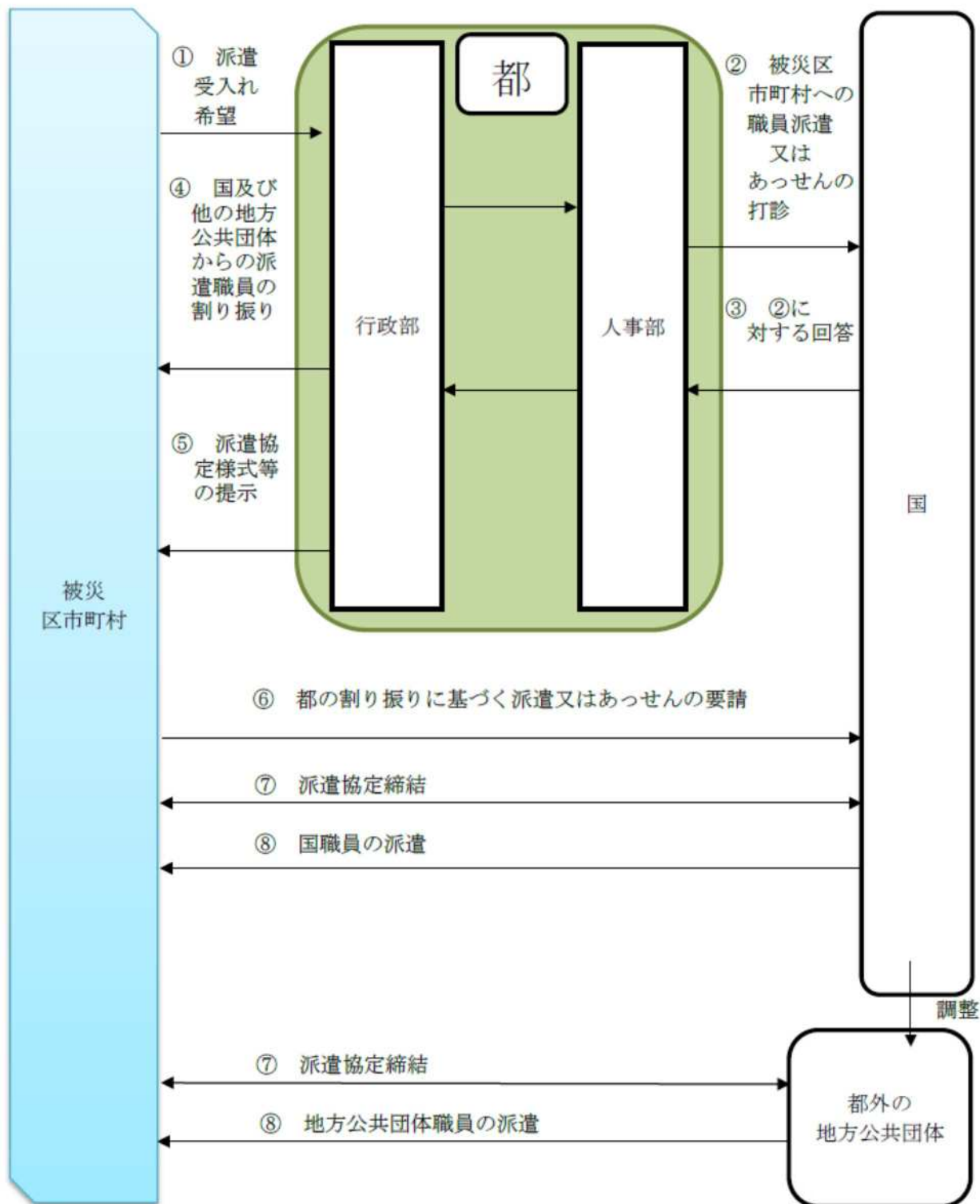
| | | | |
|-------------------------|--|--------------------|---|
| ・危険度判定班 | <ol style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定 ボランティアの受入れ・配置（応急危険度判定に従事する者のみ） | | <ol style="list-style-type: none"> と。 13 専門ボランティアの受入れに関すること（他の部に属するものを除く。） 14 地域協働復興に関すること。 15 用地の確保に係る計画の立案および調整の補佐に関すること。 |
| 災害対策 土木部 ・庶務班 | <ol style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握 各部との連絡調整 | 土木部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路、公園等の復旧・復興に関すること。 2 用地の確保に係る計画の立案および調整の補佐に関すること。 |
| ・土木復旧班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路・橋梁・河川・公共溝渠・公園の被災調査および応急復旧工事 2 道路障害物の除去 3 がれきの処理 4 土石・竹木等の除去 | | |
| 災害対策 教育振興部 ・統括班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会事務局内における指示伝達および災対本部等関係機関との連絡調整 2 教育委員会所管施設の被害状況の把握 3 避難拠点運営支援 4 学校再開に向けた調整 | 教育委員会事務局 教育振興部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育活動の再開に関すること。 2 被災児童・生徒等への支援に関すること。 3 用地の確保に係る計画の立案および調整の補佐に関すること。 |
| ・学校再開班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 生徒・児童・園児および教職員の安否確認 2 応急教育（教材・学用品、教育者の確保） 3 転校手続き等の実施 4 児童・生徒・園児の状況把握（心的ストレス等） 5 通学路の点検状況の把握 6 授業計画の策定 7 心のケアの実施 | | |
| 災害対策 こども家庭部 ・子ども班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の把握 2 乳児・幼児・児童等の保護 3 応急保育 4 他部の応援 | 教育委員会事務局 こども家庭部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 保育の再開に関すること。 2 被災児童への支援に関すること。 |
| 各部共通事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること。 2 所管施設の復旧および所管業務の遂行に関すること。 3 所管業務に関連した災害対策に関すること。 | 各部共通事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区有施設の復旧・再建に関すること。 2 情報提供および相談体制の整備に関すること。 |

1 都内区市町村職員・都職員の派遣の場合



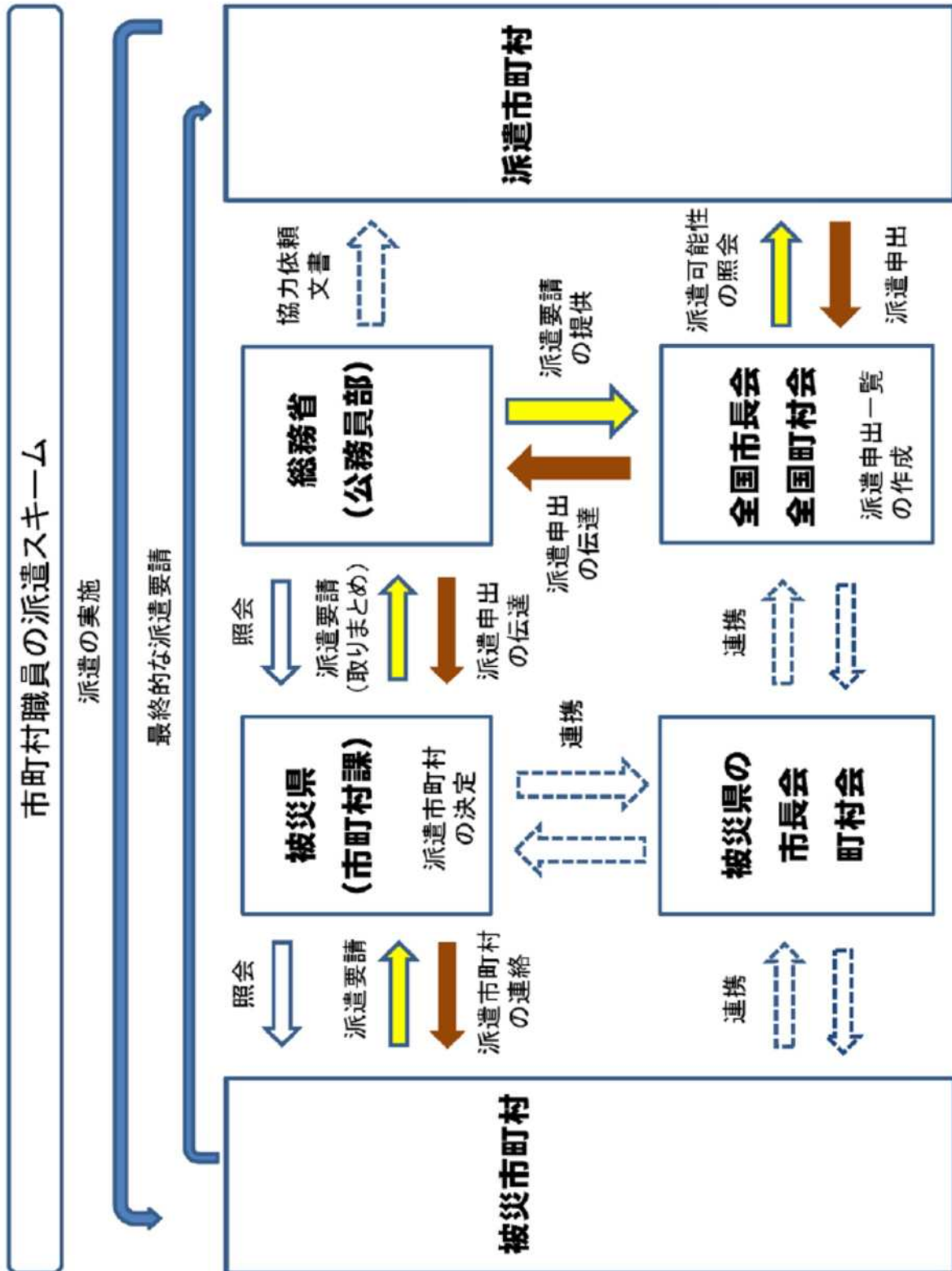
※ 都内区市町村職員のみでは対応できない場合に、都職員の派遣（⑥以下）を行い、それでも対応できない場合は、国に対して都内区市町村への国職員派遣又は都内区市町村への職員あつせんの打診を行う（次ページの図を参照）。

2 国職員、都外の地方公共団体職員の派遣（全国市長会等の関与がないケース）



※ 区市町村からの職員派遣の希望のとりまとめの結果、都及び都内区市町村のみでは対応できない場合、国に対して都内区市町村への国職員派遣又は都内区市町村への職員あっせんの打診を行う。

3 国職員、都外の地方公共団体職員の派遣（全国市長会等の関与するケース例）



※全国市長会は、特別区区長も含め組織されているため、「市町村」は「区市町村」と読み替える。

「東北地方太平洋沖地震に係る人的支援の要望について」（平成23年3月22日付け総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡）より

（出典：区市町村震災復興標準マニュアルP.301-303）

資料第012-3 職員派遣に関する協定書（案）

◇◇大地震に係る△△区市町村の復旧復興事業に従事するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、〇〇区市町村から△△区市町村に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の身分取扱い等について、〇〇区市町村長（以下「甲」という。）から△△区市町村長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

1 派遣職員の職・氏名及び主たる従事予定業務

| 職 | 氏名 | 主たる従事予定業務 |
|---|----|-----------|
| | | |
| | | |
| | | |

2 派遣期間

派遣職員の派遣期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、必要があるときは、甲乙協議のうえその期間を延長し、又は短縮することができる。

3 身分

- (1) 乙は、派遣職員を派遣職員が甲において保有する職と同等と認める職に併任するものとする。
- (2) 甲又は乙は、派遣職員について派遣又は併任の発令をしたとき及び発令事項に変更があるときは、速やかに発令事項を相互に通知するものとする。

4 給与

- (1) 派遣職員の給料（給料の調整額を含む。）、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、管理職手当、管理職特別勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当は、〇〇区市町村がその関係規定に基づいて支給する。
- (2) 派遣職員の通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、宿日直手当及び災害派遣手当は、△△区市町村がその関係規定に基づいて支給する。
- (3) 派遣職員の退職手当は、〇〇区市町村がその関係規定に基づいて支給する。

5 旅費

派遣職員の赴任旅費及び帰任旅費並びに派遣期間中の旅費（専ら〇〇区市町村の用務によるものを除く。）は、△△区市町村がその関係規定に基づいて支給する。

6 勤務時間等

派遣職員の勤務時間、休日及び休暇等については、△△区市町村の関係規定を適用する。

7 服務

- (1) 派遣職員の服務については、△△区市町村の関係規定を適用する。

8 分限及び懲戒

派遣職員の分限処分及び懲戒処分は甲が行い、その事由、手続き及び効果については、△△区市町村の関係規定の定めるところによる。この場合において、処分を必要とする事由が生じたときは、その都度甲乙の協議するものとする。

9 共済組合

- (1) 派遣職員は、派遣期間中、〇〇区市町村職員共済組合の組合員とする。
- (2) 甲は、派遣期間中、派遣職員に係る掛金、特別掛金を徴収し、これに見合う負担金とともに〇〇区市町村共済組合に払い込む。

10 福利厚生

- (1) 派遣職員は、派遣期間中、△△区市町村職員互助組合員とする。
- (2) 甲は、派遣期間中、派遣職員に係る掛金を徴収し、これに見合う交付金とともに△△区市町村職員互助組合に払い込む。
- (3) 派遣職員は、派遣期間中、〇〇区市町村職員互助会の会員となることができる。この場合、〇〇区市町村は、派遣職員に係る掛金を徴収し、これに見合う負担金とともに〇〇区市町村職員互助組合員に払い込む。

11 公務災害補償

- (1) 派遣職員の公務災害補償の手続等は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）を適用し、地方公務員災害補償基金東京都支部が行うものとする。
- (2) 派遣職員に係る負担金については、〇〇区市町村及び△△区市町村が4の(1)及び(2)の規定により支給する給与の額に応じて、それぞれが地方公務員災害補償基金に払い込む。

12 研修

派遣職員の研修は、乙が行う。

13 健康管理

派遣職員の健康管理は、乙が行う。

14 勤務状況、健康状況等の報告

- (1) 乙は、派遣職員の勤務状況、健康状況等について毎月甲に報告ものとする。
- (2) 甲は、派遣職員の勤務状況、健康状況等について、必要に応じ乙に報告を求めることができる。
- (3) 派遣職員の身分、給与、健康状況等に変動があったときは、その都度甲乙が相互に通知する。

15 経費の負担

- (1) 〇〇区市町村が4の(1)の規定により支給した給与並びに9の(2)及び11の(2)の規定により払い込んだ負担金に相当する額については、△△区市町村が負担し、甲乙協議のうえ別に定める方法により、〇〇区市町村に負担金として納付する。
- (2) △△区市町村が4の(2)の規定により支給した手当及び5の規定により支給した旅費については、△△区市町村が負担する。
- (3) 〇〇区市町村が4の(3)の規定により支給する退職手当については、〇〇区市町村が負担する。

16 その他

この協定書に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めるもののほか派遣職員の身分取扱い等に関して必要な事項があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 〇〇区市町村長 区市町村長名

(乙) △△区市町村長 区市町村長名

(出典：区市町村震災復興標準マニュアルP. 308-310)

資料第012-4 民間住家に対する被害調査の種類

| | 実施目的等 | 調査主体 | 調査員 | 実施時期 | 調査内容 | 判定基準 | 判定区分 |
|--------------|---|--|--------------------------------|-------------------------------------|--|--|--|
| 応急危険度判定 | 被災建物の継続使用による二次災害防止（都民の生命の安全性確保） | ○民間住宅：判定実施本部（区市町村） ○民間事業所：建築物の管理責任者 ○公共施設：建築物の管理責任者である公共団体 | 応急危険度判定員 | 民間住宅については1週間程度の間に、その他についてはできる限り早く実施 | 建物の、当面の使用に当たっての危険性 | 被災建築物応急危険度判定研究会が定めている基準 | ○危険（立入禁止） ○要注意（立入制限） ○調査済み（当面安全） |
| 危険度の被災宅 | 被災宅地の二次災害防止 | 区市町村 | 被災宅地危険判定士 | できる限り早く実施 | 宅地の危険度 | 被災宅地危険度判定連絡協議会が定めている基準 | ○危険宅地 ○要注意宅地 ○調査済み宅地 |
| 被災度区分判定 | 建物の長期継続使用の可否について判定するために実施。公共建築物の判定結果は、その後の応急・復旧活動の拠点としての使用の可否判断にも用いる。 | 被災建物の所有者が実施 社会公共施設等については管理責任者が実施 | 建築構造に関する専門家 | 社会公共施設等については、2週間から2か月の間に実施 | 建物の長期継続使用の可否 | 社会公共施設等は、「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術基準」（国土交通省住宅局建築指導課〔註・刊行物〕）を標準として各局が基準を定め、実施 | ○破壊 ○大破 ○中破 ○小破 ○軽微 |
| 概況調査 家屋被害 | 建築制限の区域指定や被災市街地の復興計画検討等の基礎資料とするため。 | 区市町村 | 区市町村職員 | 1週間以内 | 家屋（住家・非住家）被害概況 街区単位程度（番地単位程度）に判定 | 都震災復興マニュアル（復興施策編）P201による | ○大被害地区 ○中被害地区 ○小被害地区 ○無被害地区 |
| 家屋被害状況調査 | 被害状況を把握するため、災害により倒壊等の被害を受けた建物被害を調査。調査結果は、都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用 | 区市町村（ただし、火災に係る調査は、23区及び消防事務を委託している自治体では東京消防庁が実施） | 自治体の調査要員、公的機関・学会・大学等の民間機関の応援要員 | 1か月以内 | 住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合又は住家の経済的被害の割合を判定 ※非住家も上記基準に準じる。 | 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府） | ○全壊 ○大規模半壊 ○半壊 ○半壊に至らない ○全焼 ○半焼 |
| 住家被害 認定調査 | 住家の被害程度を認定するために実施。この調査結果に基づき、被災者に災証明書が発行される。 | | 区市町村職員等 | 1か月以内 | 住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合又は住家の経済的被害の割合を判定 | | |

（出典：都震災復興マニュアル（復興施策編）P. 77）

資料第012-5 【参考】中越地震における被害認定の状況

| 被害認定プロセスに関するヒアリング結果 | | | | | | |
|---------------------|-------------|--|--|--|---|-----------------------------|
| 市町村 | | 小千谷市 | 長岡市 | 十日町市 | 川口町 | |
| 調査対象 | | 悉皆調査 | 悉皆調査 | 申請してきた世帯 | 悉皆調査 | |
| 調査対象建築物数 | | 住家、非住家を含めて 15,975棟 | 住家、非住家を含めて 79,439棟 | 住家、非住家を含めて 約2,500棟 | 住家、非住家を含めて 約3,000棟 | |
| 延べ調査員数 | | 1,578人 | 6,930人 | 約1,200人 | 約220人 | |
| 一次調査 | 調査期間 | 10/28～11/15 | 10/24～11/23 | 11/1～12/末 | 11/1～11/20 | |
| | 調査体制 | 主体 | 税務課主体 他部署の応援あり | 資産税課 | 調査は資産税課、人員の調整などを総務課が担当 | 生活安定班(生活福祉課主体、建築士組合に業務委託) |
| | | 県内外からの応援 | 11/2から県を通じて県内外の職員による応援。1日最高で30人の動員体制。 | 11/11から動員。1日最高で150人の動員体制。 | 葛飾区など県外からの応援が主体。途中から県を通じた応援が得られるようになった。 | 埼玉県川口市から延べ50人程度の応援あり。 |
| | | 専門家の有無 | 兵庫県神戸市防災研究機関 | なし | 一級建築士1名(市職員)、他県からの有資格職員 | 兵庫県尼崎市民間建築関係業者 |
| | 調査方法 | 外観目視調査 | 基本は内部立ち入り調査。住民と連絡が取れない場合は外観目視調査。 | 内部立ち入り調査 | 内部立ち入り調査 | |
| | 調査票 | 木造家屋は内閣府の運用指針に準じ、一般職員による実施を考慮した調査票を使用。非木造家屋は内閣府の運用指針を使用。 | 2003年宮城県北部連続地震の宮城県矢本町の事例を参考にして、11月中旬から内閣府の運用指針を元に簡便な調査票を作成し使用。 | 内閣府の運用指針を使用。外観目視による調査項目を主体とし、内壁の被害が外壁よりも卓越した場合には、内壁を外壁と置き換えて損害割合を算定。 | 内閣府の運用指針を参照したが実情に合わない判断し、兵庫県尼崎市が作成した調査票をもとに大規模半壊の判定等を加えて使用。 | |
| | 調査単位 | 原則一棟単位 | 原則一棟単位 | 原則一棟単位 | 原則一棟単位 | |
| 再調査 | 受付期間 | 11/21～2/10(期間後も希望があれば随時受付) | 11/27～ | ～1月末(随時受付) | 11/20～12/4(期間後も希望があれば随時受付) | |
| | 調査体制 | 主体 | 税務課 | 資産税課 | 調査は資産税課、人員の調整などを総務課が担当 | 生活安定班(生活福祉課主体) |
| | | 県内外からの応援 | 県を通して県内の職員による応援 | 県を通して県内の職員による応援 | なし | 県を通して新潟市の一級建築士の資格を持つ職員による応援 |
| | | 専門家の有無 | なし | 建築技術者13名(市職員) | 一級建築士1名(市職員) | 一級建築士(新潟市職員、川口市職員) |
| | 調査方法 | 内部立ち入り調査 | 一次調査と同じ | 一次調査と同じ | 一次調査と同じ | |
| | 調査票 | 内閣府の運用指針 | 一次調査と同じ | 一次調査と同じ | 一次調査と同じ | |
| | 再調査件数(再調査率) | 3,601件 (22.5%) | 約5,700件 (7.1%) | 約400件 (15%) | 約160件 (5.3%) | |
| 出典:堀江ほか(2005年) | | | | | | |

資料第012-6 【参考】り災証明発行のための被害調査事例（神戸市、小千谷市、長岡市）

| 罹災証明発行のための被害調査事例（神戸市、小千谷市、長岡市） | | | |
|--------------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | 神戸市 | 小千谷市 | 長岡市 |
| 対象家屋棟数 （いずれも被災地悉皆調査） | 約40万棟 （住家のみ） | 15,975棟 | 79,439棟 |
| 主管課 | 主税部 | 税務課 | 資産税課 |
| 調査延べ人員 （悉皆調査） | 3,660人 （1人体制） | 1,578人 （2人体制） | 6,930人 （2人体制） |
| 調査期間（悉皆調査） | 5日間 （1995.1.30-2.3） | 19日間 （2004.10.28-11.15） | 31日間 （2004.10.24-11.23） |
| 悉皆調査方法 | 外観目視調査 （内閣府指針なし） | 外観目視調査 （京大DATS） | 基本は内部立ち入り調査 （内閣府指針に準ず） |
| 1日あたりの調査棟数 （1調査班あたり） | 110棟/日 | 58.1棟/日 | 27.3棟/日 |
| 再調査率 | 15% 約61,000棟 | 22.5% 3,601棟 | 7.1% 約5,700棟 |

【参考】練馬区において、発災後1か月以内に全棟調査を行う場合の必要人員

練馬区内の建物総数…146,398棟

※「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月東京都）から引用
調査日数…20日間

調査人員…200人（100チーム：職員のほか、ボランティアを含む）

（計算式）

調査必要棟数・・・146,398（棟）÷20（日）=7,319（棟：1日あたり）

必要な班数・・・7,319（棟）÷27（棟：1日あたりの調査可能棟数）=272（班）

必要人員・・・272（班）×2（名）=544（名）

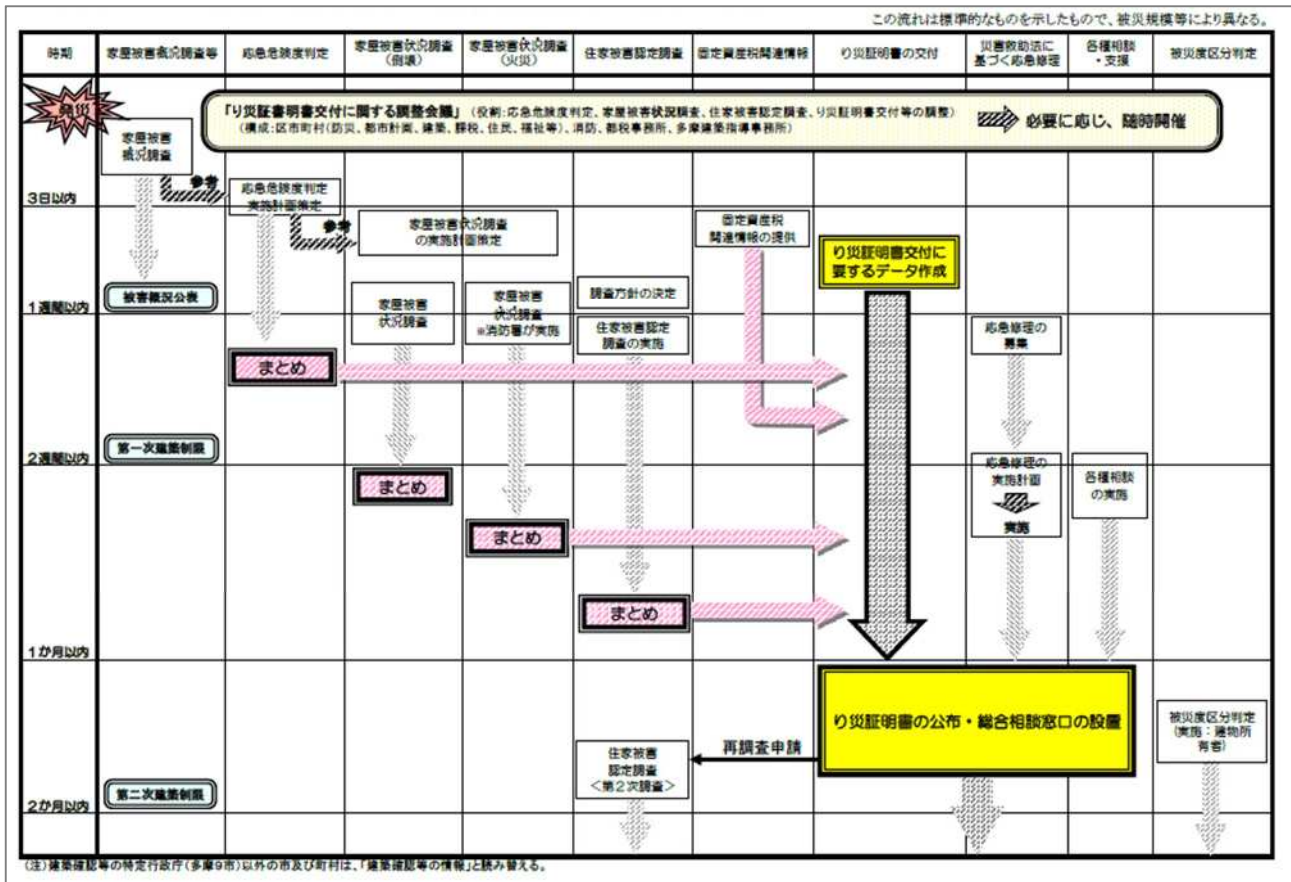
◆被害認定調査の種類

- (1) 東京都「被害状況調査要領」⇒P 309
- (2) 内閣府「災害に係わる住家の被害認定基準運用指針」⇒P 316
- (3) 東京都震災復興マニュアル「代替調査（応急危険度判定調査票からの被害状況判定基準）」⇒P 318

◆り災証明書発行の流れ

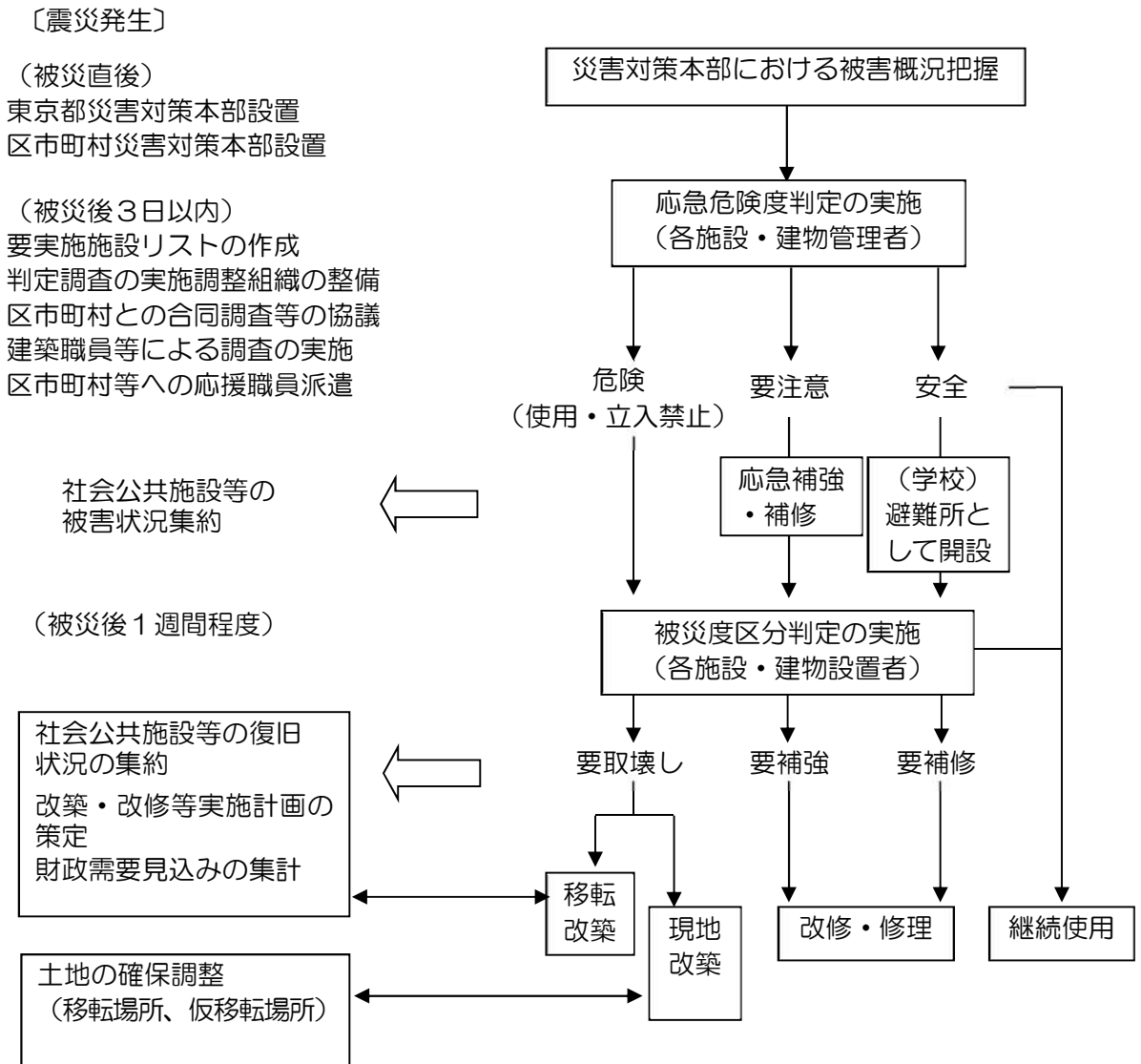
住家の公的被害認定調査は、外観目視調査による被害判定であるが、外観目視のみでは不服申立ての件数が多いことに留意する。

従って、被害の程度によっては、建物内部調査を実施することを検討する。



(出典：区市町村震災復興標準マニュアルP. 242)

資料第012-8 社会公共施設等の被害状況把握（公共建築物被災度調査）の流れ

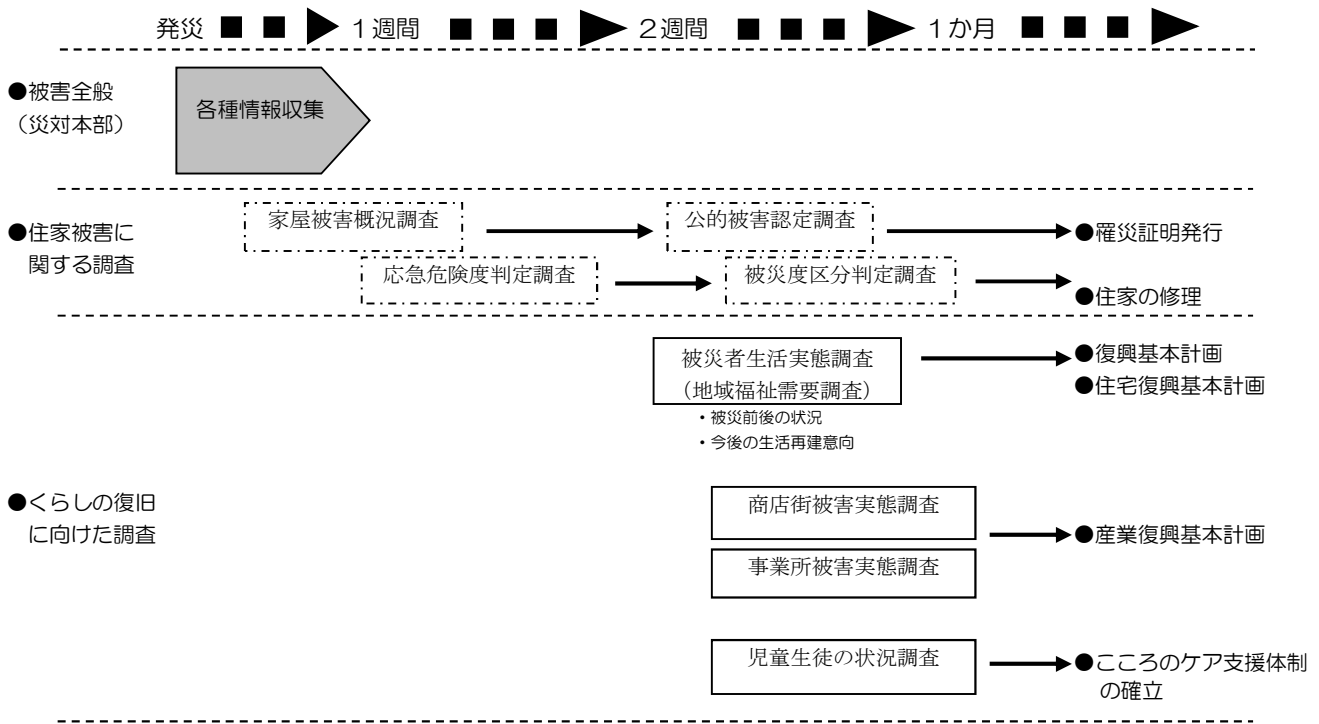


（出典：区市町村震災復興標準マニュアルP. 240）

第1編 第2章 第2節 3 被災者生活実態調査
 資料第012-9 暮らしの復旧に向けた社会調査

東京都震災復興マニュアルには、生活・住宅・産業再建のため「被災者生活実態調査」や「雇用状況調査」といった被災者の意向を把握するための調査の実施が、東京都より案として示されている。

避難期から仮住まい期にかけて、経済的な被害実態と被災者意向（ニーズ）を次のような体系で把握する。



資料第012-10 被災者生活実態調査（兼福祉需要基礎調査）の実施方法

| | 被災者の居所 | | |
|------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------------|
| | （従前居住区市町村） | （他の被災区市町村） | （被災地域外） |
| 避難所滞在世帯調査 | 避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査 | 避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査 | 避難所開設を依頼した区市町村調査班による聞き取り（福祉保健局調整） |
| 応急的住宅入居者調査 | 入居応募時に窓口で確認調査 | | |
| 自宅等残留者実態調査 | 調査班員による訪問聞き取りまたは郵送による調査 | | |
| 疎開者等実態調査 | | 連絡先の申し出または調査を受け、返送封書つきで郵送 | |

(出典：区市町村震災復興標準マニュアルP. 237)

資料第012-11 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査） 調査票

| | | | | | | | |
|----------------------|--|--|----|--|--------|------------------------------|--|
| ①調査月日 | 月 日 | ②調査員 | | 所属 | | 氏名 | |
| ③調査場所 | 避難所（学校名等） | | | | | 自宅（住所） | |
| | その他（施設名または住所） | | | | | | |
| ④世帯構成 | 氏名 | 性別 | 年齢 | 続柄 | 被災時の住所 | 現在の居所 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| ⑤心身の状態 | ケガの状態 | ケガをした方 人 （上記のうち医療を要する方 人） ※具体的状態 | | | 健康状態等 | 1 病気の方 人 （上記のうち医療を要する方 人） | |
| | | 2 要介護高齢者 要介護 人（うち重症者 人） 要支援 人 （上記のうち医療を要する方 人） ※「重症者」とは要介護度4・5 | | 3 障害のある方 人（手帳の有無種類 ） （上記のうち医療を要する方 人） ※手帳の種類は、「身」「愛」等と記載 | | | |
| ⑥住宅の状況 | 被災前の住宅の状況Ⅰ | 持家 借地・持家 公営住宅 公団賃貸 公社賃貸 民間賃貸 給与住宅（社宅・寮） その他 ※○を付ける | | | | | |
| | 被災前の住宅の状況Ⅱ | 一戸建て 長屋建て 共同建て(アパート) 共同建て(マンション) その他 ※○を付ける | | | | | |
| | 被災前の住宅の状況Ⅲ | 居住専用 居住・産業併用 その他 ※○を付ける | | | | | |
| | 被災前の住宅の状況Ⅳ | 木造 鉄筋鉄骨コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他 わからない ※○を付ける | | | | | |
| | 被災後の現状 | そのまま住むことができる 住むことはできるが修理が必要 住むことができない わからない その他 ※○を付ける | | | | | |
| | 今後の意向Ⅰ | 自宅に住み続けたい 公共賃貸住宅に移りたい 民間賃貸住宅に移りたい 持家を購入したい その他 アパート・マンションでもよいか ※○を付ける | | | | | |
| | 今後の意向Ⅱ | 都外に移りたい 都内に住み続けたい ※○を付ける | | | | | |
| ⑦世帯の収入状況 | 世帯全員で、月収約 万円（生活保護受給有/無 ※○を付ける） 現在の職業 仕事再開見通し（見通しが立っている/立っていない ※○をつける） | | | | | | |
| ⑧暮らしの上で困難なことや不安なことなど | 住まいに関する事 健康に関する事 介護に関する事 教育に関する事 仕事に関する事 収入に関する事 その他（ ） ※○を付ける | | | | | | |
| ⑨必要とする福祉サービス等 | 施設入所(種別) ホームヘルパー デイサービス ショートステイ 訪問看護 保育所 障害者の作業所 生活保護 その他（ ） ※○を付ける | | | | | | |

(出典：区市町村震災復興標準マニュアルP. 238)

資料第012-12 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査） 報告書

| 区市町村名 | 担当 | 部 | 課 | (担当者) | Tel |
|--|----|----------------|---|------------------|------------|
| 世帯の状況 | | | | | |
| 被災世帯数 | | 被災者総数 | | 高齢者数 | |
| | | | | | |
| 避難所 | | ケガをした人 | | 要介護 | |
| 応急的住宅 | | うち要医療 | | 上記のうち重症者（再掲） | |
| 自宅等 | | 病気の人 | | 要支援 | |
| その他 | | うち要医療 | | その他 | |
| | | | | 不明 | |
| 住宅の状況 | | | | | |
| 被災前の住宅の状況 I | | 被災前の住宅の状況 II | | 被災前の住宅の状況 IV | |
| 持家 | | 一戸立て | | 木造 | |
| 借地・持家 | | 長屋立て | | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | |
| 公営住宅 | | 共同立て（アパート） | | 鉄筋コンクリート造 | |
| 公団賃貸 | | 共同立て（マンション） | | 鉄骨造 | |
| 公社賃貸 | | その他 | | コンクリートブロック造 | |
| 民間賃貸 | | 被災前の住宅の状況 III | | その他 | |
| 給与住宅（社宅・寮） | | 居住専用 | | わからない | |
| その他 | | 居住・産業併用 | | | |
| | | その他 | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (参考) ・長屋建 →デラスハウス等、2つ以上の住宅を1棟に建て連ねた住宅 ・給与住宅 →社宅・寮等、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築された住宅 </div> | | | | | |
| 被災後の現状 | | 今後の意向 I | | 今後の意向 II | |
| そのまま住むことができる | | 自宅に住み続けたい | | 都外に移りたい | |
| 住むことはできるが修理が必要 | | 公共賃貸住宅に移りたい | | 都内に住み続けたい | |
| 住むことができない | | 民間賃貸住宅に移りたい | | | |
| わからない | | 持家を購入したい | | | |
| その他 | | その他 | | | |
| ※世帯種別 | | | | | |
| 収入状況等 | | | | | |
| 世帯の平均収入 | | 生活保護受給世帯 | | | 65歳未満の単身世帯 |
| 暮しの上で困難なことや不安なこと | | 必要とする福祉サービス | | 65歳以上の単身世帯 | |
| 住まいに関すること | | 高齢者の入所施設（介護保健） | | 夫婦のみ | |
| 健康に関すること | | 高齢者の入所施設（その他） | | 高齢者夫婦のみ | |
| 介護に関すること | | 身体障害者の入所施設 | | 夫婦と子供（18歳未満） | |
| 教育に関すること | | 知的障害者の入居施設 | | 夫婦と子供（18歳以上） | |
| 仕事に関すること | | 障害児の入所施設 | | 夫婦と高齢者 | |
| 収入に関すること | | その他の入所施設 | | 夫婦と高齢者と子供（18歳未満） | |
| その他 | | ホームヘルパー | | その他 | |
| | | デイサービス | | | |
| | | ショートステイ | | | |
| | | 訪問看護 | | | |
| | | 保育所 | | | |
| | | 障害者の作業所 | | | |
| | | 生活保護 | | | |
| | | その他 | | | |

(出典：区市町村震災復興標準マニュアルP. 239)

資料第012-13 家屋被害データベース

◆家屋被害データベースのレイヤー構成

家屋被害データベースは、下表に示すように、面的な被害速報、家屋被害概況調査、応急危険度判定調査、家屋被害状況調査を重ね合わせて構築する。

それぞれの現場調査時に持参する調査用地図は同一のものを利用する。

★家屋被害調査と調査結果の重ね合わせフロー

| 経過区分 | 調査名称 | 調査の利用用途 | 提供情報と継承される情報 |
|------|----------------------|---|--|
| 1週間 | 被災直後 被害速報（航空写真等） | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部からの速報 延焼被害区域の把握 | ★航空写真（GISデータ） |
| | ↓ | | |
| | 家屋被害概況調査【職員】 | <ul style="list-style-type: none"> 84条建築制限 応急危険度判定の実施計画 基盤整備エリアの検討 仮設住宅建設用地 | <ul style="list-style-type: none"> 調査時の地図 ★調査結果編集図（GIS） |
| 2週間 | ↓ | | |
| | 応急危険度判定調査【建築技術職＋専門家】 | <ul style="list-style-type: none"> 二次被害の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 調査区域図 調査時の地図 ★調査判定結果編集図（GIS） |
| 1か月 | ↓ | | |
| | 家屋被害状況調査【行政職員】 | <ul style="list-style-type: none"> 罹災証明 復興特措法建築制限区域検討 | <ul style="list-style-type: none"> 調査時の地図 調査結果台帳 ★調査結果編集図（GIS） |

留意：各調査で現場に携行する地図は共通のものを用いる。

資料第012-14 【参考】新潟県中越地震におけるり災証明の利用範囲

| 新潟県中越地震におけるり災証明書の利用範囲 | | |
|-----------------------|---------------------------|--|
| | 事業・制度 | 備 考 |
| 行政機関による支援 | 新潟県中越地震災害義援金 | 一部損壊以上 |
| | 被災者生活再建支援金制度 | 半壊以上 |
| | 住宅応急修理制度 | 半壊以上 |
| | 災害援護資金の貸付 | 政令、条例で定める被害以上 |
| | 所得税の減免 | 住宅の損害程度の割合による |
| | 市民税・県民税の減免 | 半壊以上の場合や家屋、家財の損害程度の割合による (自治体により条件は異なる) |
| | 固定資産税の減免 | 土地家屋の損害程度の割合による (自治体により条件は異なる) |
| | 解体廃棄物の撤去、処分 | 半壊以上 |
| | 応急仮設住宅 | 住宅応急修理制度を受けていない半壊以上の場合や、大規模半壊以上の場合に適用(自治体により条件は異なる) |
| | 保育料の減免 | 半壊以上 |
| | 国民健康保険料の減免 | 半壊以上の場合や、家屋、家財の損害程度の割合による |
| | 国民年金保険料の免除 | 一部損壊以上 (自治体により罹災証明と連動しない場合あり) |
| | 国民健康保険・老人健康保険医療費の一部負担金の減免 | 半壊以上 |
| | 医療費助成制度の一部負担金の減免 | 半壊以上 |
| | 介護保険料の減免 | 半壊以上の場合や、家屋、家財の損害程度の割合による (自治体により条件は異なる) |
| | 介護保険サービス利用料金の減免 | 半壊以上の場合や、家屋、家財の損害程度の割合による (自治体により条件は異なる) |
| 住宅再建支援のための利子補給制度 | 一部損壊以上 | |
| 行政以外の機関による支援 | 私立学校の授業料、入学金の減免 | 学校の基準による |
| | NHK放送受信料の免除 | NHKの基準による(半壊、半焼または床上浸水以上) |
| | 住宅金融公庫 | 住宅金融公庫の基準による ・新築または購入の場合：5割以上の被害 ・住宅補修の場合：罹災証明書が必要 |

り災証明書交付申請書

練馬区長 殿

(申請日) 令和 年 月 日

*太枠内を記入してください。

| | | | | |
|---|---|--|----|----|
| り災原因 | | | | |
| 申請者 | 住所 練馬区 | | | |
| | 現在の連絡先 TEL () | | | |
| | 氏名 | り災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| り災者 (世帯主) | 住所 | | | |
| | 氏名 | | | |
| り災世帯の 構成員 (必要ない場合省略) | 氏名 | 続柄 | 氏名 | 続柄 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| り災場所等 (アパート等の名称、 室番号も記入してくだ さい。) | 所在地 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| | <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者住所 氏名) <input type="checkbox"/> 貸家 | | | |
| 必要枚数 | | | | |

<区確認欄>

<り災証明書関連 確認欄>

| | | | | |
|---------------|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|--|
| 本人 確認 欄 | <input type="checkbox"/> 住基 | <input type="checkbox"/> 外国人登録証 | 発行された証明書の内容に同意して、り災証明書を受領しました。 | |
| | <input type="checkbox"/> 運転免許証 | <input type="checkbox"/> 納税通知書 | | |
| | <input type="checkbox"/> 保険証 | <input type="checkbox"/> 職員による確認 | | |
| | <input type="checkbox"/> 住基カード | <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 調査済番号 | | 備考 | | |

資料第012-16 り災証明書 書式

| <h2 style="margin: 0;">り 災 証 明 書</h2> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; margin-top: 10px;"> 第 号 </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center;"> 令和 年 月 日 </div> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------|------|----|-----|----|-----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 世帯主住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 世帯主氏名 | | 世帯人員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| り 災 状 況 | 災害の原因 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | り災者住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | り災者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | り災者区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | り災場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | り災物件種別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 世帯構成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">続柄</th> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">続柄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> | | | | 氏 名 | 続柄 | 氏 名 | 続柄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏 名 | 続柄 | 氏 名 | 続柄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|------------------|-------|--|
| り 災 程 度 | 区 分 | |
| | 参 考 | |
| | そ の 他 | |

上記のとおり、り災したことを証明する。

令和 年 月 日

練馬区長 前川 耀男

第1編 第2章 第4節 1 震災復興基本方針の策定
資料第012-17 震災復興基本方針策定のスケジュール

| 時期 | 区市町村 | 都 | 国 |
|-------------------------|---|--|-----------|
| 事前 | <ul style="list-style-type: none"> 復興方針案の概要の検討 復興計画の骨格や計画策定スケジュールの想定 | <ul style="list-style-type: none"> 震災復興検討会議の設置及び運営(委員選任) | |
| 発災 1週間後まで | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置 復興本部設置 | <ul style="list-style-type: none"> 都災害対策本部設置 都復興本部設置 | |
| 復興基本方針決定後 3週間程度 | <ul style="list-style-type: none"> 復興基本方針及び都復興方針に即して復興方針を策定 復興本部会議等で審議 | <ul style="list-style-type: none"> 復興基本方針に即して復興方針原案を作成 復興方針原案につき区市町村に意見照会 区市町村から意見受領 復興方針本部長決定 関係区市町村に通知、内閣総理大臣に報告の後、内外に公表 | 復興基本方針を決定 |
| 復興方針決定後 速やかに | | <ul style="list-style-type: none"> 震災復興検討会議招集 本部長から会議へ、計画の理念等の検討を依頼 | |
| 検討依頼後 2週間程度 | | <ul style="list-style-type: none"> 震災復興検討会議から提言 | |
| 震災復興検討会議からの 提言後、速やかに | <ul style="list-style-type: none"> 復興計画理念等決定(●●部→復興本部会議) 計画の策定方針を各部に通知(●●部→各部課) 各部課に計画原案作成依頼(●●部→各部課) | <ul style="list-style-type: none"> 復興計画理念等決定(総務局→都復興本部会議) 計画の策定方針を各局に通知(総務局総括部→各局計画部門) 各局に計画原案作成依頼(総務局総括部→各局計画部門) | |
| 各局への依頼後 3か月程度 | <ul style="list-style-type: none"> 各部課から計画案提出(→●●部) 復興計画原案作成(●●部、●●部) | <ul style="list-style-type: none"> 各局から計画原案提出(→総務局総括部) 財政計画の調製(財務局と協議) 復興計画原案作成(総務局総括部、政策企画局) | |
| 原案作成後 1か月程度 | <ul style="list-style-type: none"> 都へ照会。意見集約(●●部) 必要に応じて「復興協議会」を組織し、復興計画等に関し協議 公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要措置 特定分野計画との調整(特定分野計画の進捗状況と合わせて随時) 都の復興計画との調整(●●部) 国との調整(●●部) | <ul style="list-style-type: none"> 区市町村へ照会。意見集約(総務局総括部) 被災地域住民及びその他地域住民を含む一般都民、昼間都民へ提示、意見集約 特定分野計画との調整(特定分野計画の進捗状況と合わせて随時) 区市町村の復興計画との調整(都総務局総括部) 国との調整(総務局総括部) | |
| 原案作成後 2か月程度 | <ul style="list-style-type: none"> 復興計画策定(復興本部会議審議→本部長決定) 公表 | <ul style="list-style-type: none"> 復興計画策定(復興本部会議審議→本部長決定) 公表 | |

(出典：区市町村震災復興標準マニュアル P.255)

資料第012-18 震災復興方針（案）

震災復興方針（案）について、東京都震災復興マニュアルに示されている内容は以下のとおりである。

■震災復興方針について

震災復興方針の概要は、以下のとおりである。

なお、復興法第8条に基づき政府が復興基本方針を定めた際には、復興方針は同法9条に基づく都道府県復興方針として位置付け、政府の方針に即して定めることとする。

【参考】復興法第9条では、都道府県復興方針にはおおむね次の事項を定めるものとされている。

- 1 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
- 2 特定大規模災害からの復興のために都が実施すべき施策に関する方針
- 3 都における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して、基本となるべき事項
- 4 前3号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

■震災復興方針（案）

はじめに

- 被害の概要
- 復興の課題と復興への決意表明

1 復興の理念

- (1) 本震災を契機として、従前より震災に強い都市構造構築し、「人々の暮らし」と「都市の機能」がバランスよく調和するとともに、一人ひとりの生活にゆとりと豊かさをもたらす活力に満ちた都市づくりを進める。
- (2) 行政は、社会公共施設の早急な復興・整備等を行うとともに、被災者の自立・共助を基本としつつ、一刻も早い復興が可能となるよう公的支援と環境整備を行う。
- (3) 都民とのパートナーシップに基づく協働と連携による復興を進めるとともに、区市町村や近隣他県等、他の地方公共団体及び国との間に広域的な連携・協力体制を確立する。

2 復興の基本目標

- (1) 人々の暮らしのいち早い再建と安定
- (2) 災害に強く、安心してらせる都市づくり
- (3) 誰もが快適にくらせる生活環境づくり
- (4) 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- (5) わが国の政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復

3 都における人口の現状及び将来の見通し

(1) 人口の現状

1,316万人（2010年現在）

(2) 将来の見通し

ア 今後しばらくは増加を続けるが、2020年の1,336万人をピークに減少に転じ、2060年には1,036万人と、2010年に比べ2割減少する見込み。

イ 地域別では、区部は2020年、多摩・島しょ部は区部より若干早く2015年に人口のピークを迎える。

（東京都長期ビジョン（平成26年12月）より）

4 土地利用の基本的方向

土地利用については、「東京の都市づくりビジョン（改訂）」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の既定計画における東京圏全体の視点や被災状況を踏まえ、方針を策定する。

5 震災復興計画等の策定

復興の理念を踏まえつつ、基本目標を効率的かつ効果的に実現するため「震災復興計画」を策定するとともに、特定分野計画として「震災復興計画」との整合性を図りつつ、「都市復興基本計画」、「住宅復興計画」及び「産業復興計画」を策定する。

(1) 震災復興計画

ア 震災復興計画の位置づけ

震災後の東京の復興に係る都政の最上位の総合計画

イ 計画の内容

(ア) 東京都が、広域自治体として実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。

(イ) 都民の生活再建、生活基盤であるまちの再生等に必要なソフト、ハードのいずれの施策をも計画の内容とする。

(ウ) 繰り返し起こりうる大地震に耐えられる都市の創造を目指し、長期的視点に立った計画とする。

ウ 計画期間

今年度を初年度とする10か年とする。

ただし、重点項目については3年間で終了することを目標とする。

エ 震災復興計画の策定手順

- 2週間～1か月 震災復興検討会議の審議
- 1か月 震災復興計画策定方針の策定、各局への策定指示
- 4か月～5か月 関係機関への意見照会
震災復興計画原案の取りまとめ
- 6か月 震災復興計画の策定

(2) 都市復興基本計画

ア 内容

都市復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、行政が取り組むべき具体的な都市復興施策を示すもの。

イ 都市復興の基本理念

- 被災を繰り返さない都市づくり
- 持続的発展が可能な都市づくり

- 協働と連携による都市づくり

ウ 策定の手順

- 建築制限の実施
- 2か月以内 地元自治体との調整
計画骨子案作成
- 6か月以内 都市復興基本計画の策定

(3) 住宅復興計画

ア 内容

- 応急的な住宅の確保
- 自力再建への支援
- 公的住宅の供給

イ 策定の手順

- 計画策定の専管組織の設置、住宅復興計画委員会設置
- 3か月以内 計画原案策定・公表
- 6か月以内 住宅復興計画の策定

(4) 産業復興計画

ア 内容

産業復興を総合的かつ中長期的な視点から進めていくため、行政が取り組むべき具体的な産業復興施策を示すもの。

イ 策定の手順

- 計画策定体制の整備、産業復興対策委員会の設置
- 3か月以内 計画原案策定・公表
- 6か月以内 産業復興計画の策定

(出典：都震災復興マニュアル(復興施策編) P.105-107)

復興基本計画を策定する際、その骨格として考慮すべき項目について東京都震災復興マニュアルでは以下が例示されている。

■震災復興計画の骨格となる項目

- 1 理念
- 2 基本目標
- 3 計画期間
- 4 施策体系
 - (1) 人々のくらしのいち早い再建と安定
 - (2) 災害に強く、安心してくらせる都市づくり
 - (3) 誰もが快適にくらせる生活環境づくり
 - (4) 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
 - (5) 我が国政治・経済の中核機能の速やかな回復
- 5 分野別計画
- 6 地域別計画
 - (1) 副都心の機能回復及び整備促進
 - (2) ○○地域の重点的復興・整備 など

なお、復興法第10条第1項に基づき、市町村が単独で、又は特定被災都道府県と共同して復興計画を作成する場合には、同法同条第2項に基づき、下記の事項を記載するものとされている。

復興法第10条（抜粋）

- 2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
 - 二 復興計画の目標
 - 三 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。以下「土地利用方針」という。）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
 - 四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - イ 市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。）
 - ロ 土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（同項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事業に限る。）をいう。以下同じ。）
 - ハ 復興一体事業（第二十一条第一項に規定する復興一体事業をいう。第十五条において同じ。）
 - ニ 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二

- 条第二項 に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。)
- ホ 住宅地区改良事業（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業をいう。以下同じ。)
- へ 都市計画法第十一条第一項 各号に掲げる施設の整備に関する事業
- ト 小規模団地住宅施設整備事業（一団地における五戸以上五十戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。第五十四条の二において同じ。)
- チ 津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項 に規定する津波防護施設をいう。）の整備に関する事業
- リ 漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法（昭和三十五年法律第三百三十七号）第四条第一項 に規定する漁港漁場整備事業をいう。以下同じ。)
- ヌ 保安施設事業（森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項 に規定する保安施設事業をいう。)
- ル 液状化対策事業（地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。)
- ヲ 造成宅地滑動崩落対策事業（地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。)
- ワ 地籍調査事業（地籍調査（国土調査法（昭和三十六年法律第八十号）第二条第五項に規定する地籍調査をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。)
- カ イからクまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
- 五 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 六 復興計画の期間
- 七 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

（出典：都震災復興マニュアル（復興施策編）P.108-109）

資料第012-20 【参考】阪神淡路大震災復興基金事業の概要（平成28年3月現在）

（基金の概要）

- 1 名称：財団法人 阪神・淡路大震災復興基金
- 2 設立年月日：平成7年4月1日
- 3 設立者：兵庫県、神戸市
- 4 基金の規模：基本財産（出捐金）200億円 運用財産（長期借入金）8,800億

1 住宅対策

| 事業名 |
|-------------------------------|
| （個人住宅） |
| 大規模住宅補修利子補給（終了） |
| 被災宅地二次災害防止対策事業補助（終了） |
| 宅地防災工事融資利子補給（終了） |
| 被災者住宅購入支援事業補助（利子補給等）（終了） |
| 被災者住宅再建支援事業補助（利子補給等）（終了） |
| 県・市町単独住宅融資利子補給（終了） |
| 住宅債務償還特別対策（終了） |
| 高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給（終了） |
| 隣地買増し宅地規模拡大利子補給（終了） |
| 定期借地権方式による住宅再建支援事業補助（終了） |
| 高齢者住宅再建支援事業補助（終了） |
| 被災宅地二次災害防止緊急助成（終了） |
| 住宅耐震改修支援事業（終了） |
| （共同住宅） |
| 被災マンション共有部分補修支援利子補給（終了） |
| 民間住宅共同化支援利子補給（終了） |
| 小規模共同建替等事業補助（終了） |
| 被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設費補助（終了） |
| 被災マンション建替支援利子補給（終了） |
| 定期借地権による被災マンション建替支援事業補助（終了） |
| 災害復興グループハウス整備事業補助（終了） |
| （賃貸住宅） |
| 災害復興準公営住宅建設支援事業補助（終了） |
| 特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助（終了） |
| 被災者向ファミリー賃貸住宅建設促進利子補給（終了） |
| 学生寄宿舎建設促進利子補給（終了） |
| 民間賃貸住宅家賃負担軽減事業（終了） |
| 生活福祉資金（転宅費）貸付金利子補給等（終了） |
| 公社賃貸住宅家賃負担軽減事業（終了） |
| （相談等） |
| 総合住宅相談所設置運営事業補助（終了） |
| ひょうご輸入住宅総合センター設置運営事業補助（終了） |
| 災害公営住宅入居予定者事前交流事業補助（終了） |

2 まちづくり支援

| 事業名 |
|------------------------|
| 復興まちづくり支援事業補助 |
| 復興土地区画整理事業等融資利子補給 |
| 景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助（終了） |
| 私道災害復旧費補助（終了） |
| 住宅再建型宅地整備事業補助（終了） |

3 生活対策

| 事業名 |
|----------------------------|
| （コミュニティづくりと交流・活動ネットワークづくり） |
| ふれあいセンター設置運営事業補助（終了） |
| 応急仮設住宅共同施設維持管理費補助（終了） |
| 被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助（終了） |
| フェニックス・ステーション設置運営事業補助（終了） |
| 地域集会所再建費補助（終了） |
| 復興地域コミュニティ拠点設置事業補助（終了） |
| 民間防犯灯復旧費補助（終了） |
| 災害復興ボランティア活動補助（終了） |
| 被災外国人県民支援活動補助（終了） |
| 阪神・淡路大震災被災者支援県民会議運営補助（終了） |
| 「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助（終了） |
| 生活復興相談員設置事業補助（終了） |
| 生活支援マネジメントシステム事業補助（終了） |
| 被災単身世帯緊急通報装置設置事業補助（終了） |
| （生活再建資金） |
| 生活再建支援金の支給（終了） |
| 生活復興資金貸付金利子補給等（終了） |
| 災害復興公営住宅等空家入居者支援事業（終了） |
| （健康・福祉の増進支援） |
| 小規模共同作業所復旧事業費補助（終了） |
| 医療関係施設復興融資利子補給（終了） |
| 医療情報ネットワーク整備事業補助（終了） |
| 外国人県民救急医療費損失特別補助（終了） |
| コミュニティプラザ医療相談事業補助（終了） |
| 仮設住宅地スポーツ遊具等設置事業補助（終了） |
| 「こころのケアセンター」運営事業補助（終了） |
| 健康づくり支援事業補助（終了） |
| アルコールリハビリテーション事業補助（終了） |
| 健康アドバイザー設置事業補助（終了） |
| （生きがいつくり） |
| 元気アップ自立活動補助（終了） |
| いきいきライフサポート事業補助（終了） |
| 消費生活共同組合貸付金利子補給（終了） |

4 教育対策

| 事業名 |
|----------------------------|
| 私立学校復興支援利子補給（終了） |
| 私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助（終了） |
| 私立学校仮設校舎事業補助（終了） |
| 私立専修学校・外国人学校授業料等軽減補助（終了） |
| 私立専修学校・外国人学校教育活動復旧費補助（終了） |
| 文化財修理費助成事業補助（終了） |
| 歴史的建造物修理費補助（終了） |
| 私立登録博物館修理費補助（終了） |
| 私立博物館相当施設修理費補助（終了） |
| 私立博物館類似施設修理費補助（終了） |
| 被災地芸術文化活動補助（終了） |

5 雇用・産業対策

| 事業名 |
|--------------------------------|
| (雇用対策) |
| 被災者雇用奨励金(終了) |
| 雇用維持奨励金(終了) |
| 被災地しごと開発事業補助(終了) |
| 被災地求職者特別訓練事業補助(終了) |
| いきがい「しごと」づくり事業補助(終了) |
| (中小企業等対策) |
| 政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給(終了) |
| 緊急災害復旧資金利子補給(終了) |
| 環境衛生金融公庫融資利子補給(終了) |
| 環境事業団融資利子補給(終了) |
| 港湾運送事業者等復興支援利子補給(終了) |
| 民有海岸保全施設復旧融資利子補給(終了) |
| 農林漁業関係制度資金利子補給(終了) |
| 地域産業活性化支援事業補助(終了) |
| 地域産業活性化支援事業補助(地域産業情報化推進事業)(終了) |
| 小規模製造企業復興推進事業補助(終了) |
| 路線バス災害復旧費補助(終了)(終了) |
| 産業復興ベンチャーキャピタル制度(終了) |
| 新産業構造拠点地区進出企業賃料補助(終了) |
| 新産業構造拠点地区中核の施設建設費補助・利子補給(終了) |
| 新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業(終了) |
| 事業再開等支援資金利子補給(終了) |
| 本格復興促進支援利子補給(終了) |
| 復興市街地再開発商業施設等入居促進利子補給 |
| 小規模事業者事業再開支援事業(終了) |
| (商店街等対策) |
| 商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業補助(終了) |
| 商店街・小売市場復興イベント開催事業補助(終了) |
| 震災復興高度化事業促進助成補助(終了) |
| 商店街・小売市場共同施設建設費補助 |
| 被災商店街復興支援事業(終了) |
| 被災商店街コミュニティ形成支援事業補助(終了) |
| 共同店舗実地研修支援事業(終了) |
| 店舗共同化促進利子補給事業(終了) |
| 商店街空き店舗等再生支援事業、商店街新規出店・開業等支援事業 |
| (観光等) |
| テレビCM放映事業補助(終了) |
| 会議、大会等誘致奨励金交付事業補助(終了) |
| 観光復興リレーイベント開催事業補助(終了) |
| 観光対策推進事業補助(終了) |

6 その他

| 事業名 |
|-------------------------|
| 追悼行事関連文化復興事業補助(終了) |
| 震災周年追悼・記念行事関連復興事業補助(終了) |
| 震災の経験・教訓継承事業補助 |

7 自主事業

| 事業名 |
|----------------|
| 被災者自立復興支援事業 |
| 震災復興広報強化事業(終了) |

資料第012-21 【参考】宮城県東日本大震災復興基金

(基金の概要)

- 1 名称 : 宮城県東日本大震災復興交付金 (被災地域農業復興総合支援事業)
- 2 設立年月日 : 第一次復興基金 : 平成23年10月
第二次復興基金 : 平成25年3月
- 3 設立者 : 宮城県
- 4 基金の規模 : 第一次 : 893.8億円
(特別交付税+外国政府寄付金+一般寄付金+企業助成金+ふるさと納税)
第二次 : 708.6億円 (震災復興特別交付税)

基幹事業

1 生活再建支援

| 事業名 |
|-------------------------|
| 食生活支援 |
| 歯科保健支援 |
| 生活相談支援員設置 |
| ライフサポートセンター設置支援 |
| 震災復興担い手 NPO 等支援 |
| デジタルサイネージを活用した被災者支援事業 |
| 図書館資料購入事業 |
| 老人福祉施設等復旧支援 |
| 障がい福祉施設等復旧特別支援 |
| 生活福祉資金貸付事業 (貸付 相談等への助成) |
| 母子寡婦福祉資金貸付事業 (利子補給) |
| 介護保険制度運営事業支援 |

2 地域復興支援

| |
|---------------------|
| 阿武隈急行復旧特別支援 |
| 離島航路維持確保対策 |
| 仙台空港鉄道復旧特別支援 |
| 組合区画整理施設等復旧支援 |
| 被災中小企業者対策資金利子補給 |
| 中小企業施設設備復旧支援事業 |
| 商店街にぎわい再生支援 |
| 商業機能回復支援 |
| 商店街再生加速化支援事業 |
| ものづくり企業販売力等育成支援事業 |
| 被災商工会等機能維持支援 |
| 被災商工会等施設等復旧支援 |
| 中小企業組合等共同施設等復旧特別支援 |
| 信用保証協会経営基盤強化対策 |
| 被災中小企業海外ビジネス支援 |
| 観光施設再生支援事業 |
| 観光復興キャンペーン推進 |
| 観光復興イベント開催支援 |
| 観光施設再生・立地支援 |
| 沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業 |
| インバウンド誘客 拡大受入環境整備事業 |
| 雇用維持対策 |
| 雇用創出対策 |
| 産業復興促進補助金 |

3 農林水産業再建支援

| 事業名 |
|------------------------|
| 農林業災害対策資金特別利子補給 |
| 農業団体被災施設等再建整備支援事業 |
| 宮城県農業生産復旧緊急対策事業 |
| 先進的 農業被災地導入支援事業 |
| 農地災害復旧関連一括農地管理 |
| 小規模農地等復旧支援事業 |
| 災害査定設計委託費等支援事業 |
| 木材チップ等緊急流通支援事業 |
| 特用林産物生産施設早期再開支援事業 |
| 林業種苗再生再建支援事業 |
| 被災農地再生支援事業 |
| 畜舎等施設整備支援 |
| 経営再建家畜導入支援 |
| 被災家畜緊急避難輸送・管理支援 |
| 水産業団体被災施設等再建整備支援 |
| 食品加工原材料調達支援 |
| 沿岸漁業復興支援施設整備 |
| 高鮮度魚介類安定供給 |
| 養殖用資機材等緊急整備 |
| 水産加工業人材確保支援 |
| 海岸局統合整備事業 |
| 海底清掃資材購入支援 |
| 養殖業再生 |
| 養殖用資機材等緊急整備 |
| 県産農林水産物・食品等利用 拡大支援 |
| 県産農林水産物等 イメージアップ推進 |
| 物流 拠点機能強化等支援 |
| 復興促進商品づくり・販路開拓支援 |
| 食産業再生期スタートダッシュプロジェクト推進 |
| 食産業ステージアッププロジェクト推進 |
| 水産都市活力強化対策支援 |

4 教育・文化再建等支援

| |
|------------------------|
| 小中学校教材備品等購入 |
| 小中学校保健室用備品購入事業 |
| 小中学校震災図書整備事業 |
| 小中学校屋内運動場改築事業 |
| 総合高校の魅力ある学校づくりプロジェクト事業 |
| 小学校避難路整備事業 |
| 私立学校施設整備復旧特別支援 |
| 農山漁村絆づくり支援事業 |
| 被災私立保育所等整備支援 |
| 認可外保育施設利用者支援 |
| 保育士確保支援 |
| 社会教育関連団体復旧支援 |
| 指定文化財等災害復旧特別支援 |
| 無形民俗文化財等再生特別支援 |
| 被災有形文化財等復旧支援 |
| 私立博物館復旧支援 |

東日本大震災復興交付金制度要綱 復興庁

http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/sub-cat1-14-9/01_20161011_seidoyoukou.pdf

『岩手県・宮城県における東日本大震災復興基金の活用に関する考察』青田良介

http://www.fukkou.net/research/bulletin/files/kiyou8_02.pdf

資料第012-22 応急復旧事業、震災復興事業で利用を検討すべき公有地のリスト

★5,000㎡以上のオープンスペースのある公共施設

| | 名称 | 所在地 | 所有 | 種別 | 施設面積 | 広場面積 | 備考 |
|----|--------------|----------------------|----|--------|---------|---------|--------------|
| 1 | 学田公園 | 豊玉南三丁目32番27号 | 区 | 公園 | 10,886 | 6,000 | 野球場 |
| 2 | 夏の雲公園※ | 光が丘三丁目4番1号 | 区 | 公園 | 54,033 | 5,000 | 広場 |
| 3 | 立野公園 | 立野町32番1号 | 区 | 公園 | 21,853 | 7,000 | 広場 |
| 4 | 大泉さくら運動公園※ | 大泉学園町九丁目4番5号 | 区 | 公園 | 43,797 | 10,000 | 多目的運動広場 |
| 5 | びくに公園 | 東大泉二丁目28番31号 | 国 | 公園 | 21,897 | 9,000 | 白子川比丘尼橋上流調節地 |
| 6 | 大泉学園町希望が丘公園※ | 大泉学園町九丁目1番2号 | 区 | 公園 | 10,100 | 5,000 | 多目的運動広場 |
| 7 | 大泉町もみじやま公園 | 大泉町三丁目23番1号 | 区国 | 公園 | 17,432 | 5,000 | (外環上部)広場 |
| 8 | 石神井松の風文化公園※ | 石神井台一丁目33番44号 | 区 | 公園 | 47,735 | 7,731 | 多目的広場 |
| 9 | 高野台運動場 | 高野台三丁目8番8号 | 区 | スポーツ施設 | 10,543 | 10,411 | |
| 10 | 北大泉野球場 | 大泉町三丁目31番44号 | 区 | スポーツ施設 | 14,128 | 14,009 | |
| 11 | 東台野球場 | 石神井町一丁目11番32号 | 区 | スポーツ施設 | 12,029 | 11,976 | |
| 12 | 練馬総合運動場※ | 練馬二丁目29番10号 | 区 | スポーツ施設 | 38,772 | 38,442 | |
| 13 | 中村かしわ公園 | 中村一丁目17番1号 | 区 | 公園 | 14,674 | 6,000 | |
| 14 | 石神井公園※ | 石神井台一・二丁目 石神井町五丁目 | 都 | 都立公園 | 22,650 | | |
| 15 | 城北中央公園※ | 氷川台一丁目 | 都 | 都立公園 | 262,369 | | |
| 16 | 光が丘公園※ | 光が丘二・四丁目 旭町二丁目 | 都 | 都立公園 | 607,823 | | |
| 17 | 大泉中央公園 | 大泉学園町九丁目 | 都 | 都立公園 | 103,000 | | |
| | | | | | | 135,569 | |

(注1)※は東京都の指定避難場所

(注2)城北中央公園は、板橋区分(128,827㎡)を含む。

(注3)光が丘公園は、板橋区分(8,649㎡)を含む。

★都立公園の利用計画案（東京都指定避難場所）

①都立城北中央公園

| 施設名称 | 面積(約㎡) | 緊急初動期(災害発生～3日間) | 応急対策北町(4日目～3週間) | 復旧・復興期(3週間以降) |
|---------|--------|---|-----------------|---------------|
| 小野球場1 | 4,200 | ライフライン復旧活動拠点 | 応急仮設住宅建設用地 | |
| 陸上競技場 | 17,000 | 大規模救出救助活動拠点 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地(8,000) | | |
| 小野球場2 | 4,200 | がれき集積所(一次) | がれき集積所(一次・二次) | |
| 野球場A | 10,500 | 大規模救出救助活動補助スペース | 応急仮設住宅建設用地 | |
| 野球場B | 3,600 | ヘリポート | 応急仮設住宅建設用地 | |
| ドッグラン | 4,100 | ペット受入れ候補地 | | |
| こども広場付近 | 1,400 | 給水拠点 | | |
| ケヤキ広場付近 | 1,500 | 徒歩帰宅者支援スペース | | |
| 児童公園西側 | 1,900 | | がれき集積所(二次) | |
| クローバー広場 | 6,500 | | 応急仮設住宅建設用地 | |

②都立光が丘公園（面積は概算）

| 施設名称 | 面積(約㎡) | 緊急初動期(災害発生～3日間) | 応急対策期(4日目～3週間) | 復旧・復興期(3週間以降) |
|--------|--------|---|----------------|---------------|
| 弓道場 | 6,500 | ペット受入地 | | |
| 陸上競技場 | 17,000 | 大規模救出救助活動拠点 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地(8,000) | | |
| 野球場 | 8,100 | 大規模救出救助活動補助スペース | | |
| テニスコート | 6,200 | 給水補助スペース | | |
| 芝生広場 | 32,400 | がれき集積所(一次)※一部(19,000) | | |
| 駐車場 | 6,700 | 生活物資の集積・輸送補助スペース | | |

③都立石神井公園

| 施設名称 | 面積 (㎡) | 緊急初動期 (災害発生～3日間) | 応急対策期 (4日目～3週間) | 復旧・復興期 (3週間以降) |
|--------|-----------|---------------------|--------------------|-------------------|
| くぬぎ広場 | | 避難スペース | 応急仮設住宅建設用地 | 同左 |
| さくら広場 | | 避難スペース | 応急仮設住宅建設用地 | 同左 |
| けやき広場 | | 避難スペース | 応急仮設住宅建設用地 | 同左 |
| おべんと広場 | | 避難スペース | | |
| くつろぎ広場 | | 避難スペース | 応急仮設住宅建設用地 | 同左 |
| A地区野球場 | | ペット受入地 | 同左 | |
| B地区野球場 | | 災害時臨時離発着陸場 候補地 | 同左 | |
| 管理事務所 | | 現地対策本部 | 同左 | 同左 |
| 駐車場 | | 緊急車両集結地 | 仮設商店街 | |

④都立大泉中央公園

| 施設名称 | 面積 (㎡) | 初動期 (災害発生～3日間) | 復旧期 (4日目～3週間) | 復興期 (3週間以降) |
|--------------|-----------|-------------------|------------------|----------------|
| 野球場 | | | 救出・救護活動拠点 | 応急仮設住宅建設用地 |
| 都道108号沿いの樹林地 | | 避難スペース | | |
| 西側の一部を除いた全域 | | 避難スペース | | |
| 西入口周辺 | | 避難スペース | ボランティア活動 スペース | |
| 四季の広場 | | 避難スペース | ボランティア活動 スペース | |
| アスレチック広場 | | 避難スペース | ボランティア活動 スペース | |
| 陽だまり広場 | | 避難スペース | 応急仮設住宅建設用地 | 同左 |

(出典：練馬区地域防災計画（平成29年度修正）P.157-159)

資料第012-23 土地利用計画（案）

1 目的

震災時の活動拠点となるオープンスペース等を事前に確保し、あらかじめ様々な応急活動の用途に充てるための利用計画を策定することにより、迅速な応急活動が可能となるようにすることを目的とする。

2 個別利用計画

本計画においては、区内の利用可能なオープンスペースを国及び都並びに関係機関と協議の上把握し、次の用途に関する個別利用計画を策定していく。

- (1) 救出救助活動拠点
- (2) ヘリコプター緊急離着陸場
- (3) ボランティア活動拠点
- (4) 生活物資の集積・輸送拠点
- (5) ライフライン復旧活動拠点
- (6) がれき集積場所
- (7) 応急仮設住宅建設用地
- (8) 公営住宅の建設用地
- (9) 庁舎の建設用地
- (10) その他

3 活動拠点の指定及び告示

個別利用計画のうち、(1)のうち大規模救出救護拠点、(2)のうち医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸上については、指定を行い、告示していく。

4 主管部課

総務部経理用地課、危機管理室防災計画課

(出典：区市町村震災復興標準マニュアルP.311に一部加筆)

資料第012-24 事前用地調整方針

I 用地調整の基本的考え方

震災後の応急・復旧対策事業及び復興事業を進めていく過程で、各種の用地需要が被災地を中心に発生する。しかし、23区、特に都心と周辺区においては、利用可能な用地に限られるため、目的ごとに必要な用地の確保が難しく、緊急時の対応に支障が生じることも予想される。

限られた用地を合理的かつ効率的に使用するためには、用地の全体的な把握、使用時期・使用目的ごとの用地需要の集約及び中長期的視点に立った土地利用を適切に行うため、災害対策の経過に合わせて優先順位を考慮し調整する必要がある。

さらに緊急用途需要に対して不足が見込まれる場合は、国や公社、民間の用地についても対象にし、必要な確保に努める。

II 用地調整の基本的枠組みについて

震災後の土地利用調整を円滑に行うため、①発災～2週間程度、②2週間～1か月程度、③1か月～2年間程度の期間に分けて、予め震災対策に必要な用地需要を想定し優先順位を設定した調整方針を作成する。

【発災～2週間程度】

避難者の安全を確保するための拠点、被災者の救出・救助活動にあたる警察、消防、自衛隊等の活動拠点、被災地内の医療活動を迅速に行うための拠点、緊急輸送路の確保等が必要であり、そのために利用できる用地を優先的に割り当てる。

発災当初は被災者の安全確保のため、各区市町村で対応する場合が多くなることが想定されるが、被害状況等により広域的な対応が必要な場合等用地の確保が求められる時は、災害対策本部が調整する。

都本部は、都全域における応急対策に必要な調整案を作成する。

[優先的に対応する用途]

- ① 避難場所
- ② 救出救助活動拠点
- ③ ヘリコプター緊急離着陸場
- ④ がれき仮置き場

[都本部の調整]

- (1) 都各局及び区市町村は、用地の利用要望を都本部に提出する。
- (2) 都本部は、被害状況を把握し、緊急活動に必要な用地の確保及び現在の利用状況を把握する。
- (3) 都本部は、応急対策に伴う全体的な用地需要を集約・整理するため調整部会を設置する。
- (4) 都各局及び区市町村の利用要望に対して不足が予想される場合は、行政間の調整及び他の未利用地を活用する。
- (5) 用地を使用する機関は、定期的に使用状況を都本部に報告する。

【発災後2週間～1か月程度】

震災復興本部設置後の用地使用は、災害対策本部と震災復興本部が共同で設置する「用地調整会議」において調整する。

救出救助活動は継続していることも想定されるが、用地調整基本方針に基づき、被災者の生活復旧に向けた用途について優先的に調整する。

〔優先的に対応する用途〕

- ① 応急仮設住宅建設用地
- ② 生活物資の集積・輸送拠点
- ③ がれき置き場

〔調整会議の調整〕

- (1) 区市町村は、家屋の被害状況、避難所利用者数、がれき等の発生量を予測し、復旧対策に必要な用地需要を報告する。
- (2) 都本部は、用地調整会議を設け各用途の復旧対策に伴う全体的な用地需要を集約し調整する。
- (3) 救出・救助活動等が終了した用地については、原則として他の用途の対象地とする。
- (4) 用地が不足する場合は、行政間の相互利用を含め広域的に調整する。
- (5) 用地を使用する機関は、定期的に使用状況を都本部に報告する。

【発災後1か月～2年間程度】

震災復興本部は、住宅を失った被災者のための災害住宅の建設、時限的市街地づくりなど復興事業を長期的視点に立って計画的に実施していくために必要な用地について、復興計画に基づき優先的に調整する。

〔優先的に対応する用途〕

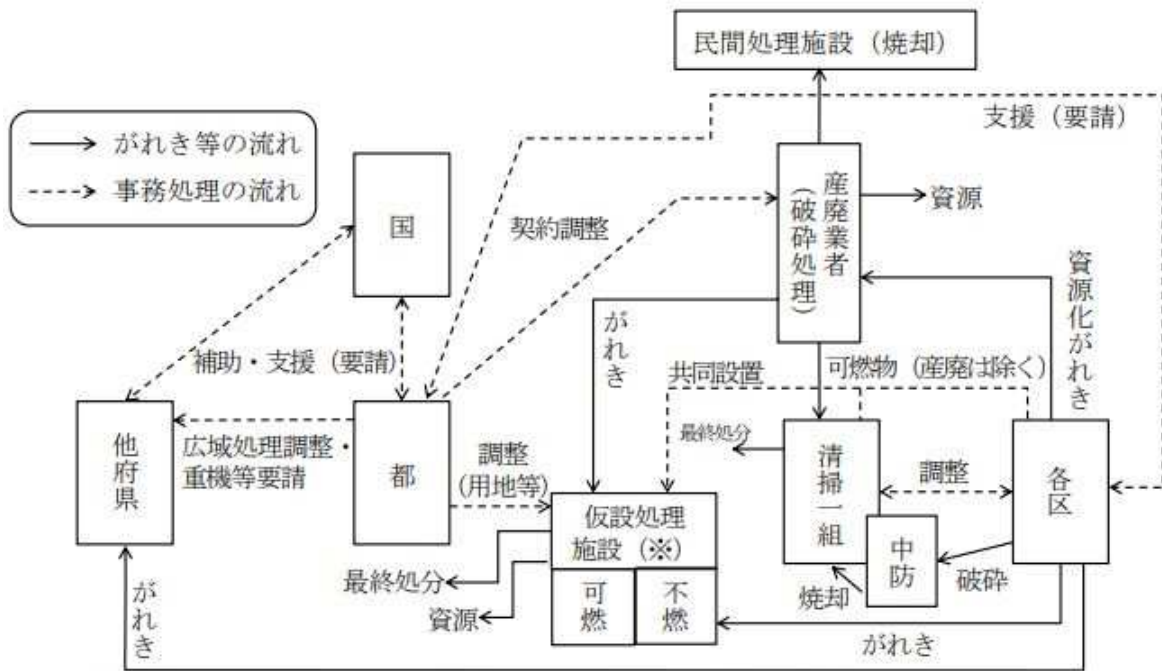
- ① 公営復興住宅建設用地
- ② 時限的市街地づくり用地

〔復興本部の調整〕

- (1) 各局及び区市町村は、復興対策に必要な用地の利用要望を震災復興本部に提出する。
- (2) 財務局財産運用部は、震災復興本部に寄せられた用地需要を一元的に管理（区市町村の用地需要を含む）する。
- (3) 復興本部は、関係局及び区市町村の復興計画に基づき、事業の進捗状況等を踏まえて優先度を設け用地調整を行う。
- (4) 新たな需要に対する割り当て（区市町村を含む。）は、その必要性や用地の利用状況等を考慮し調整する。

（出典：区市町村震災復興標準マニュアル P.313-314）

資料第012-25 がれき処理フロー



※・・・仮設処理施設整備に関し、中間処理直前のがれきを置く三次集積場を併設する。

(出典：練馬区地域防災計画（平成29年度修正）P. 169)



水と緑と詩のまち
Maebashi City



2019.2.27 - 3.4

ホーム
前橋市トップページ

暮らしの情報
市民生活に役立つ情報

事業者の方へ
ビジネス支援の情報など

観光・イベント
市内の観光やイベント

施設・組織
施設や組織の一覧

市政情報
市の施策や財政、条例

ホーム > 暮らしの情報 > 防災・防犯・消防・交通 > 防災 > 災害時、練馬区の情報はこちらからご覧になれます

災害時、練馬区の情報はこちらからご覧になれます

最終更新日：2018年2月7日(水) ページID：010104 印刷する

【この内容は訓練です。現在、練馬区の災害に関する情報はありません。】

東京都練馬区との災害時の情報発信に関する協定について

前橋市は、東京都練馬区と、災害時における行政情報の発信に関する覚書を締結（平成25年1月15日～）しています。
本市または練馬区のいずれかにおいて、大規模災害等の発生でホームページサーバの閲覧や発信ができなくなった場合に、被害の状況等を相互にホームページで代行発信します。

▶ **練馬区ホームページ** (<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>) はこちらです（新しいウィンドウで開きます）
※前橋市のホームページが災害等により閲覧できなくなった場合、ホームページが復旧するまでの間、練馬区のホームページで情報を発信します。

練馬区の災害に関する情報

現在、練馬区の災害に関する情報はありません。

■練馬区の災害に関する情報

- ◇ 災害名

- ◇ 災害発生時刻

- ◇ 被害状況
 - 1 電力に関する状況
 - 2 水道に関する状況
 - 3 ガスに関する状況
 - 4 通信に関する状況
 - 5 交通機関の状況
 - 6 火災の状況
- ◇ 避難所開設状況

「防災・防犯・消防・交通」のその他の分類

- ▶ 災害情報
- ▶ 防災
- ▶ 東日本大震災支援情報
- ▶ 放射能等関連情報
- ▶ 防犯
- ▶ 生活安全情報
- ▶ まちの安全ひろメール・エリアメール
- ▶ もしもの時
- ▶ 消防
- ▶ 交通
- ▶ 相談

(平成19年練馬区総合防災訓練で作成)

ねりま区報

平成19年(2007年)

1/14



災害時臨時号

①

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>

●発行 練馬区 ●編集 災害対策本部広報班 〒176-8501豊玉北6-12-1 Tel/3993-1111(代表) Fax/3993-1194



これは防災訓練です

区内災害情報の提供、被災者の救護・支援などを行っていきます

1月14日(日)午前6時ごろ、東京湾北部を震源とするマグニチュード7・3の首都直下型地震が発生し、練馬区でも震度6弱を記録しました。

区では、区役所に災害対策本部を、各区立小中学校に避難拠点を設置し、今回の災害への対応を開始しました。今後、区内の災害情報を随時提供するほか、被災者の救護・支援などを行います。

まず、ご自分やご家族の身を守り、次に近所の方の無事を確かめ、けが人などが発生したら協力して助け合います。

▽問合せ 災害対策本部広報部広報班 ☎3993・1111
1(代表)

区役所に災害対策本部を設置しました

区では、地震発生直後に区役所を緊急点検し、区役所に区長を本部長とする災害対策本部を設置しました。なお、区役所建物に異常はありませんでした。

災害対策本部では、区民の皆さまに区内の被災状況や電気・ガスなどの復旧状況などの災害情報を随時提供するほか、被災者の方の救護・支援、警察・消防・自衛隊など各防災機関との連絡調整を行っていきます。

火災などの危険が迫ったときは、避難拠点へ

火災が広がったり、建物が倒壊したりする恐れがある場合は、お近くの区立小中学校(避難拠点)へ避難してください。避難拠点では、被災者の受け入れを行っています。

なお、自宅やその周辺に火災の心配がなく、建物もしっかりしている場合は、避難する必要はありません。

区ホームページを
ご覧ください
区ホームページ ([http://](http://www.city.nerima.tokyo.jp/))

総力をあげて復旧に取り組みます

この災害で亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。また、現在不自由な生活を強いられている多くの皆さまに心が痛みます。

区は、避難所の環境整備、損壊した道路・ガス・水道などの生活基盤の早期回復など、1日も早い生活の安定を目指し、総力を挙げて復旧に取り組んでまいります。区民の皆さまにおかれましては、厳しい生活の下ではありますが、ご協力をお願いいたします。

練馬区長 志村豊志郎

区役所に災害対策本部を、各区立小中学校に避難拠点を設置

www.city.nerima.tokyo.jp/でも、災害情報を随時お知らせしています。

区内の被災状況 (1月14日午前9時現在)

- ▷死者 約5名
- ▷負傷者 約8名
- ▷生き埋め 約1名
- ▷火災件数 5件
- ▷倒壊家屋 全壊家屋約9棟
半壊家屋約8棟

- ▷道路状況 関越自動車道…通行止め
環状七号線…都心への通行を規制中
- ▷鉄道 地下鉄有楽町線、都営大江戸線…全線不通
- ▷停電地域 貫井、早宮、春日町(約9千軒)
- ▷ガス供給停止地域 小竹町、貫井(約4万世帯)

災害用伝言ダイヤル「171」のご利用を
被災地内の方の自宅などの電話番号を入力して伝言を録音・再生できるNTTのサービスです。電話番号「171」に掛けて、被災した方の安否確認にご利用ください。

資料第012-28 各被災地における広報活動の事例

【事例】災害対策本部のマスコミ公開による広報(平成16年 新潟県中越地震:長岡市)

○マスコミへの対応

- ・本部にはマスコミの出入りが自由にできるようにした。本部にホワイトボードを設置し、そこに情報を掲示した。本部会議の記録も全部マスコミに提供した。
- ・なお、本部の中に住民からの電話を受け付ける場所があり、ここだけは個人情報保護の観点からマスコミに立ち入らないように要請し、マスコミも節度を守ってくれた。
- ・本部会議後には、市の幹部がマスコミからの質問に答える場も設け、市の災害対応への方針を正しく理解してもらえるよう取り組んだ。

【事例】広報誌の発行(平成7年 阪神・淡路大震災:神戸市)

○初期対応

- ・当初、市内の印刷会社を必死に探したが、仮に見つかったとしても、配送方法などがネックとなった。
- ・「こうべ地震災害対策広報」第1号2,300部は、1月25日に発行。その後、2日に1回の頻度で発行した。
- ・配送は、区の物資輸送ルートその他、業者によるバイク隊を結成し、避難所を中心に、電柱や壁等1,000箇所に板張りの広報紙を掲げた。屋外に張出すことから、広報誌には水に強い材質が選ばれた。

○発行に際しての工夫

- ・広報紙は速報性を重視し、避難所等に掲示されることも考慮して、A3サイズ1ページものにした。
- ・配色については、張出した際に新号であることがすぐわかるよう、毎回色を変えた。さらに、毎号には次回の発行予定日を掲載した。
- ・その後、新聞配達の日処がついた2月17日からは、月2回、記録性と詳細さを重視した新聞折込み「広報こうべ」を別途発行。

【事例】ホームページ広報(平成12年 鳥取県西部地震:島根県)

○対応状況

- ・震災発生後、震災情報の発信を島根県ホームページで行うべく、広報課から、随時、行う記者発表をホームページに即時掲載するよう要請があり、10月6日から10日まで24時間体制、職員常時2名体制で対応した。
- ・震災等、非常事態が発生した時は、災害情報を求めて、住民からのインターネットによるホームページへのアクセスが急増するが、今回は震災発生直後にアクセスが急増した時間帯に情報発信が行えず、情報を求める住民への情報提供等の広報が滞った。

○教訓

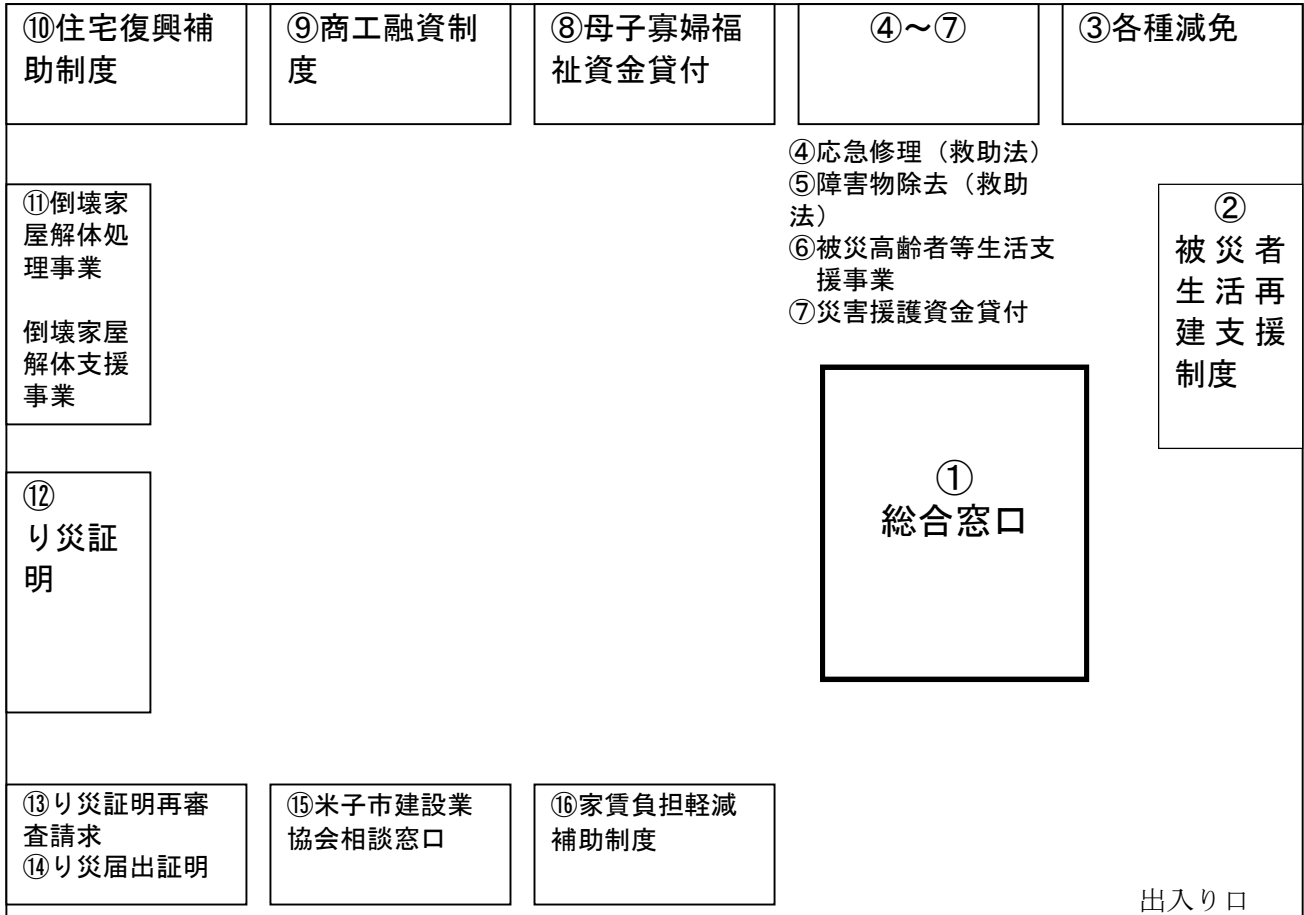
- ・今後、ボランティアの募集等、インターネットを利用した広報・情報提供は必要性が増すと思われるため、災害発生時の広報計画の中にインターネットも含め、関係課での対応訓練などの事前対策とホームページ作成を行う職員の動員体制等の整備が必要である。

資料第012-29 相談内容と総合相談・申請窓口のイメージ

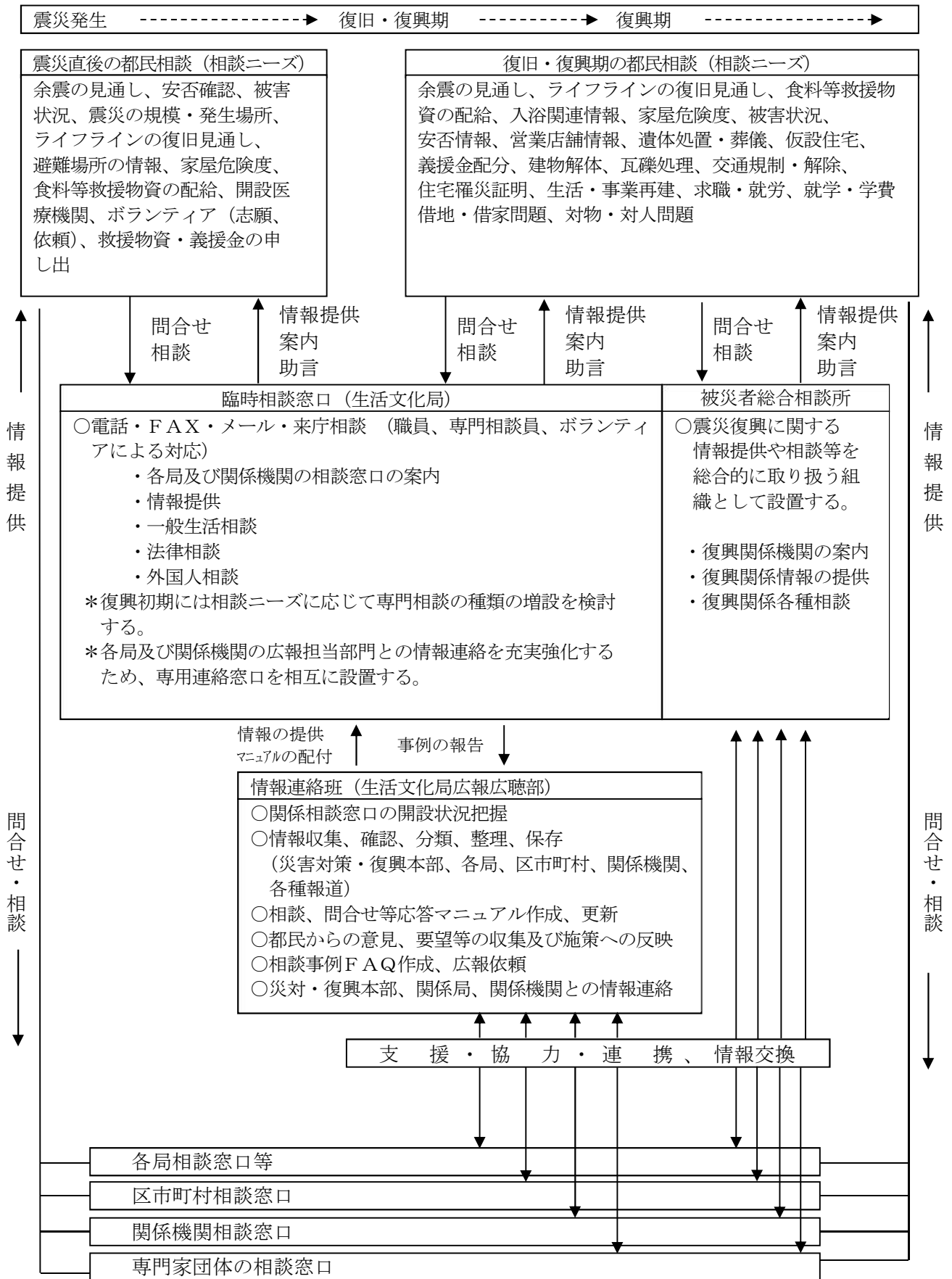
(平成12年鳥取県西部地震：米子市)

★ 相談内容と総合相談・申請窓口のイメージ (平成12年鳥取県西部地震：米子市)

鳥取県西部地震で、米子市は、各種減免措置などの申請手続に際して、災害復旧相談室を設置した。まず、総合相談窓口を設置し、ここで各種相談窓口を紹介し、相談室の窓口では、担当者のパソコンで、直接住基、課税、固定資産税のデータが出せるようにしてあり、相談に来た人がその場で手続がとれるようにした。



第1編 第2章 第9節 2 相談体制
資料第012-30 震災時の相談体制と相談内容



(出典：区市町村震災復興標準マニュアル P. 320)

資料第012-31 災害復興まちづくり支援機構

災害後の復興について、職能を生かした支援活動（専門家の派遣等）を行う。以下の団体が東京都と協定を結んでおり、都を通じて専門家派遣を受ける。

- ① 東京弁護士会
- ② 第一東京弁護士会
- ③ 第二東京弁護士会
- ④ 東京司法書士会
- ⑤ 東京税理士会
- ⑥ 東京都行政書士会
- ⑦ 東京土地家屋調査士会
- ⑧ 東京都社会保険労務士会
- ⑨ (一社) 東京都中小企業診断士協会
- ⑩ (公社) 東京都不動産鑑定士協会
- ⑪ (一社) 東京都建築士事務所協会
- ⑫ (公社) 日本建築家協会
- ⑬ (公社) 日本技術士会
- ⑭ (公社) 東京公共嘱託登記司法書士協会
- ⑮ 日本公認会計士協会東京会
- ⑯ 日本弁理士会関東支部
- ⑰ (公社) 東京社会福祉士会

| 被災者相談シート（案） | | 相談日 | 年 | 月 | 日 |
|-------------|-------------|--------|---|---|---|
| 被災者名 | 被災者住所 | | | | |
| 被災者連絡先 | (電話) | (ファクス) | | | |
| | (電子メール) | | | | |
| | (現在の被災者の居所) | | | | |
| 記入者所属氏名 | 相談受付場所 | | | | |
| 相談内容 | | | | | |
| 要望事項 | | | | | |
| 対応 | | | | | |
| 備考 | | | | | |